



Disclosure 2025

● JA伊勢 ディスクロージャー誌 2025

伊勢農業協同組合 ☎0596-62-1125 (代)

度会郡度会町大野木1858番地
【Homepage】 <https://www.jaise.jp/> 【E-mail】 ja-info@ise.jamie.or.jp



CONTENTS 目 次

ごあいさつ	1
1. 使命及び経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 農業振興活動	2
5. 沿革・歩み（昭和63年度～令和6年度）	3
6. 事業の概況（令和6年度）	4
7. 地域貢献情報	5
●全般的事項	5
●地域からの資金調達の状況	5
●地域への資金供給の状況	5
●「経営者保証に関するガイドライン」への対応	6
●地域密着型金融への取り組み	6
●文化的・社会的貢献に関する事項	6
8. リスク管理の状況	7
●リスク管理の体制等	7
●法令遵守体制	9
●反社会的勢力との取引排除	10
●金融A D R制度への対応	10
●内部監査体制	11
●金融商品の勧誘方針	11
●金融円滑化にかかる基本的方針	11
●個人情報保護の取り扱い方針	12
●貸出運営についての考え方	13
9. 自己資本の状況	13
●自己資本比率の状況	13
●経営の健全性の確保と自己資本の充実	13
10. 主要な業務の内容	13
●事業の内容	13
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	14
11. 経営の組織	15
●組織機構図	15
●組合員数	16
●地区一覧	16
●組合員組織の状況	16
●特定信用事業代理業者の状況	16
12. 役員構成	17
13. 会計監査人の名称	17
14. 事務所の名称及び所在地	18
15. 直近の2事業年度における財産の状況	19
●貸借対照表	19
●損益計算書	20
●注記表等	21
●剰余金処分計算書	35
●部門別損益計算書（令和5年度）	36
●部門別損益計算書（令和6年度）	37
●会計監査人の監査	37
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	38
●最近5年間の主要な経営指標	38
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	38
●利益総括表	38
●資金運用収支の内訳	38
●受取・支払利息の増減額	39
●貯金に関する指標	39
●貸出金等に関する指標	39
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	42
●経営諸指標	42
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	42

●貸出金償却の額	42
●内国為替取扱実績	43
●有価証券に関する指標	43
●有価証券等の時価情報等	43
●預かり資産の状況	45
●共済取扱実績	46
●購買事業品目別取扱実績	47
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績	47
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績	47
18. 自己資本の充実の状況	48
●自己資本の構成に関する事項	48
●自己資本の充実度に関する事項	49
●信用リスクに関する事項	52
●信用リスク削減手法に関する事項	59
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	61
●証券化エクスポージャーに関する事項	61
●C V A リスクに関する事項	61
●マーケット・リスクに関する事項	61
●オペレーショナル・リスクに関する事項	61
●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	62
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	62
●金利リスクに関する事項	63
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況	64
●連結グループの概況	64
●子会社の状況	64
20. 直近の事業年度における連結事業の概況	64
●連結事業概況（令和6年度）	64
21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標	65
●主要な経営指標等の推移	65
22. 直近の2連結事業年度における財産の状況	65
●連結貸借対照表	65
●連結損益計算書	66
●連結キャッシュ・フロー計算書	67
●連結注記表等	69
●連結剰余金計算書	83
●農協法に基づく開示債権	83
●連結事業年度の事業別の経常収益等	83
23. 連結自己資本の充実の状況	84
●連結自己資本比率の状況	84
●自己資本の構成に関する事項	84
●財務諸表の正確性に係る確認	86
●自己資本の充実度に関する事項	87
●信用リスクに関する事項	90
●信用リスク削減手法に関する事項	97
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	98
●証券化エクスポージャーに関する事項	98
●C V A リスクに関する事項	98
●マーケット・リスクに関する事項	98
●オペレーショナル・リスクに関する事項	99
●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	99
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	99
●金利リスクに関する事項	99
24. 役員等の報酬体系	100
●役員	100
●職員等	100
●その他	100

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ



伊勢農業協同組合
代表理事組合長
酒 徳 雅 明

日頃から組合員及び地域の皆さまには、ＪＡ伊勢の協同組合活動にご参加・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合の事業及び活動内容をご報告させていただく「2025年版 ディスクロージャー誌」をここに作成いたしました。

令和6年度を振り返りますと、新型コロナウイルスの影響が緩和され、日常生活もコロナ禍前の活気を取り戻しました。当ＪＡにおいても、３ＪＡ合併5周年記念事業の一環としてＪＡフェスタを開催し、多くの組合員・地域の皆さまにご参加いただき、地域の皆さまとのふれあいの大切さを改めて実感した一年となりました。

農業情勢においては、令和6年度も全国的な高温と温暖化による気候変動により、農産物の品質低下や収量減少が発生しました。特に水稻においては、全国的な米不足を引き起こし、政府は計画的に備蓄米を放出していますが、令和7年産米の生産量によっては供給過剰になることも想定され、適正な価格形成に向けては予断を許さない状況となっています。

また、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の不安定化、日米の金利差などによる円安を背景とした肥料農薬・生産資材・燃油などの価格の高止まりが続いており、農業経営に大きな影響を及ぼしています。こうした状況の中、当ＪＡでは、組合員の皆さまの所得増大・経営安定に向け、営農指導と販売を一体的に進めたほか、予約注文による共同購入運動や独自の営農資材費等高騰支援配当の継続など取組みを進めてまいりました。

また、金融情勢につきましても、マイナス金利政策が解除され、金利水準の上昇が顕著となったことから、資金運用の環境が一段と流動的なものとなりました。当ＪＡでは、こうした状況を注視しながら、多様なリスクに備えた信用事業の円滑な運営と組合員の皆さまの資産保全に努めてまいりました。

このような情勢の中、令和6年度は、第12次中期経営計画並びに持続可能な経営基盤の確立・強化の取組みである「３Ｃプログラム」の最終年度として、各種事業の改革及び改革を補完するＩＴ・ＤＸ化の更なる推進や地域農業振興計画に基づいた農業振興に取り組み、事業計画の達成に向けて役職員が一丸となり事業活動を行った結果、税引前で10億円余の節約金を計上することができました。これもひとえに組合員各位のご理解とご協力、関係各機関のご指導の賜物と深く感謝申し上げます。

令和7年度は、第13次中期経営計画の初年度となります。目指す姿である「農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現と県産農畜産物の安定供給への貢献」「組合員・利用者とともに取り組み組織・地域の活性化」「人と組織が成長する持続可能なＪＡ経営の確立」の実現に向け、急激な環境の変化に柔軟に対応しつつ、長期的な視野に立った農業振興を中心とした不断の自己改革と、それを支える経営基盤の確立・強化に役職員一同、組合員の皆さまとともに一所懸命に取り組み所存ですので、一層のご理解・ご参加・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月
伊勢農業協同組合

■ 1. 使命及び経営理念

＜ＪＡ伊勢の使命＞

- ①組合員及び地域の皆さまの生活を守る
- ②農業の振興
- ③社会貢献を行う組織と人づくり

＜経営理念＞

地域の皆さまとともにＪＡ伊勢はいつも一所懸命です

■ 2. 経営方針

＜ＪＡグループの目指す姿2030＞

- ①持続可能な農業の実現
- ②豊かでくらしやすい地域共生社会の実現
- ③協同組合としての役割発揮

＜第13次中期経営計画基本テーマ＞

次代につなぐ「総合事業」と「協同活動」の基盤づくり

～組合員・地域とともに「食」「農」「くらし」を守ります～

＜第13次中期経営計画目指す姿＞

- ①農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現と県産農畜産物の安定供給への貢献
- ②組合員・利用者とともに取り組み組織・地域の活性化
- ③人と組織が成長する持続可能なＪＡ経営の確立

■ 3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の意思反映を行うため、各地区から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、管理の強化を図っています。

■ 4. 農業振興活動



各部会活動を実施し意見交換の場を提供



農家所得向上に向けた営農指導を実施



水田の所得補完作物として麦やキャベツ等を普及



新規就農者の育成・支援を実施



農業者のニーズに対応した資金提供を実施



地域活動組織等と連携した農業体験学習の推進



5. 沿革・歩み（昭和63年度～令和6年度）

年	月	内 容	年	月	内 容
昭和63年	4月	1市8町2村の20農協が合併し伊勢農協設立	平成18年	3月	貯金高2,000億円達成
平成元年	8月	小川郷ライスセンター完成			長期共済保有高1兆円達成
	1月	貯金高1,000億円達成		10月	花卉集出荷施設完成
	4月	葬祭センター開所式		11月	御園給油所セルフ化改装オープン
		阿曾浦合同ビル完成	平成19年	11月	誕生20周年記念式典開催
平成2年	8月	玉城農産物集出荷施設完成	平成20年	2月	伊勢南部グリーンコープ改装オープン
		大内山給油所オープン		3月	貯金高2,100億円達成
	12月	A コープ豊浜東改装オープン		8月	伊勢中央支店浜郷改装オープン
	3月	貯金高1,100億円達成		10月	カーセンター子会社移管
	7月	長期共済保有高7,000億円達成		11月	玉城 SS セルフ化改装オープン
平成3年	8月	城田給油所改装オープン	平成21年	1月	介護センターひまわり・デイサービス移転
	9月	紀勢農畜産物処理加工施設完成		3月	三重県経営品質賞チャレンジ賞受賞
	11月	滝原支店・JA ショップ滝原改装オープン		4月	給油所事業・LP ガス事業子会社移管実施
	3月	貯金高1,200億円達成		11月	JA 葬祭「虹のホール伊勢」オープン
		度会育苗センター完成	平成22年	3月	貯金高2,300億円達成
	4月	ブランド米「いせちゃんごはんやに」発売		6月	女性理事2名を登用
	6月	経営合理化プロジェクト（I R P）発足 ※ I R P…伊勢農協リノベーションプラン	平成23年	6月	移動購買車「買物くん」運行開始
	7月	A コープ玉城改装オープン		10月	青ねぎパッケージセンター完成
平成4年	11月	西出張所改装オープン	平成24年		葬祭ホール「セレモ輪内」オープン
	3月	貯金高1,300億円達成	3月	貯金高2,400億円達成	
	4月	伊勢市南部農協を吸収合併			紀勢支店錦改装オープン
	7月	小俣ライスセンター・低温倉庫完成		4月	子会社(株)あぐりん伊勢設立
平成5年	8月	迫間浦出張所改装オープン／度会給油所改装オープン		6月	Y ショップ穂原オープン
	3月	貯金高1,400億円達成／長期共済保有高8,000億円達成		7月	Y ショップ南島オープン
	4月	旅行センターオープン	平成25年	3月	貯金高2,500億円達成
	5月	御園・伊勢港地区ライスセンター完成		5月	JA 葬祭「虹のホール南島」オープン
	7月	大内山ライスセンター完成 組織 I R P 体制（6ブロック制）スタート	平成26年	1月	「みのりデイサービス」オープン
平成6年	3月	伊勢北部・玉城育苗センター完成		2月	信用店舗ファイル統合実施
		南勢鶏糞処理施設完成			伊勢中央支店オープン
		貯金高1,500億円達成	3月	JA 葬祭「虹のホール御園」オープン	
平成7年	12月	伊勢北部給油所改装オープン		北浜支店東大淀改装オープン	
	3月	南勢ライスセンター完成		6月	伊勢グリーンコープオープン
		貯金高1,600億円達成	平成27年		御園総合施設グランドオープン
平成8年	6月	第2次 I R P プロジェクト発足	2月	信用店舗ファイル統合実施	
		JA ショップ阿曾改装オープン	3月	貯金高2,600億円達成	
	8月	大宮ライスセンター完成	5月	伊勢支店改装オープン	
	9月	紀勢食材センター完成		玉城カントリーエレベーター完成	
	2月	小俣食材センター完成	12月	A コープ豊浜東改装オープン	
	3月	南勢南島育苗センター完成	平成28年	3月	貯金高2,700億円達成
平成9年	4月	玉城グリーンコープ改装オープン	平成29年	3月	貯金高2,900億円達成
	7月	御園給油所改装オープン		11月	誕生30周年記念式典開催
	10月	鶴倉食材センター完成		12月	伊勢北部支店オープン
	3月	紀勢大宮育苗センター完成	平成30年	2月	信用店舗ファイル統合実施
		長期共済保有高9,000億円達成		3月	貯金高3,000億円達成
平成10年	4月	明野出張所改装オープン		9月	合併予備契約調印式
	7月	I R P 組織整備実施	平成31年	3月	貯金高3,100億円達成
	11月	誕生10周年記念イベント「夢フェスタ」実施	令和元年	4月	J A 鳥羽志摩・J A 三重南紀と合併
	4月	玉城選果場完成			度会支店オープン
平成11年		JA ショップ大宮・大宮グリーンコープオープン	令和2年	2月	信用店舗ファイル統合実施
	7月	3S 組織改革プロジェクト発足		3月	貯金高4,500億円達成
	8月	玉城給油所改装オープン		4月	ローンセンターオープン
	3月	南島給油所・JA ショップ南島完成		8月	3C 経営基盤確立・強化プログラム発足
	4月	南勢支店改装オープン	令和3年	3月	大宮堆肥舎・堆肥製品庫完成
平成12年	7月	花横町（伊勢北部グリーンコープ）オープン			貯金高4,600億円達成
	8月	柏野出張所改装オープン		5月	長沢ファーム管理棟完成
	10月	南勢撰果場完成		10月	玉城グリーンコープ移転オープン
	2月	介護センターひまわりオープン	令和4年	3月	（株）ジェイエイサービス伊勢本社移転オープン
平成13年	3月	第1回ふれあいチビッ子マラソン大会開催		貯金高4,800億円達成	
	1月	3S 体制スタート（経済3エリア…金融共済18支店）	令和5年	4月	移動金融店舗車「かけはし号」本格運行開始
		本店移転		1月	紀勢支店移転オープン
	2月	信用店舗ファイル統合実施		2月	株式会社コメリとの協業開始
平成14年	4月	伊勢グリーンコープ改装オープン		3月	移動購買車「買物くんⅡ」運行開始
	6月	南島支店改装オープン			貯金高4,900億円達成
	3月	JA ショッパー之瀬改装オープン		4月	3 C プログラム体制スタート
	10月	旅行センター移転オープン			営農部に4経済センターを統合
平成15年	3月	南勢グリーンコープオープン			新支店体制スタート（効率化店舗・隔日営業店舗）
	5月	金融システム J A S T E M スタート			新共済推進体制スタート
	9月	緑茶加工センター完成	11月	経済産業省が定める「D X 認定事業者」に認定	
平成16年	3月	貯金高1,700億円達成	令和6年	3月	移動購買車「買物くん たいき号」運行開始
	6月	城田グリーンコープ改装オープン		5月	大宮支店改装オープン
	8月	デイサービスセンター完成			伊勢北部ライスセンター改修
平成17年	12月	JA 三重紀北を吸収合併		11月	合併5周年記念イベント「J A フェスタ」実施（3地区）
				12月	

6. 事業の概況（令和6年度）

◆信用事業

3 J A 合併5周年記念事業の一環として、特別金利を上乗せした定期貯金キャンペーン等を実施したほか、J A ネットバンク、J A バンクアプリの普及促進や投資信託担当職員を配置してN I S A の利用拡大に取り組み、事業の伸長とサービスの充実に努めました。年金友の会では管内産の伊勢茶をお届けするとともに、シニアゴルフ大会やグラウンドゴルフ大会、日帰り旅行などのイベントを開催し、多くの会員の皆さまにご利用いただきました。また、相談機能の充実を図るため「みんなの大相談会」を継続して開催するとともに、社会保険労務士による年金相談会、税理士による相続・遺言個別相談会を定期的に開催しました。農業融資においては、農業融資専任担当者を配置し、営農担当者と連携した農家訪問を積極的に行い、ニーズに沿った資金の提供やソリューションの提案等に努めました。

◆共済事業

共済専任外務員（L A ）による保障内容点検活動「3 Q 活動」を展開し、共済加入内容の説明や共済金の請求忘れ等が無いかの確認を行い、契約者ニーズの把握と利用者満足度向上に努めました。また、3 J A 合併5周年記念事業の一環として、新規でご契約いただいた方の中から抽選で管内農畜産物が当たるキャンペーンを実施しました。さらに、利便性向上に向け、Web マイページの利用促進に取り組みました。

◆購買事業

生産資材価格の高止まりが続く中、J A グループ全体での取組みによる肥料銘柄の集約、予約注文による共同購入運動に取り組んだほか、担い手等を対象とした水稻農業の大型規格の取扱い拡大や生産部会単位での農業特別対策による生産資材のコスト低減に努めました。また、株式会社コメリとの連携強化に向け、コメリ担当職員を配置し、組合員の需要に応じたコメリ店でのJ A 商品の販売に取り組むことで利便性向上に努めました。さらに、3 C プログラムとして取り組んできた生活店舗の委託化及び集約を完了させるとともに、4台の移動購買車を継続して運行し、利用者の利便性維持に努めました。

◆営農事業・販売事業

農業の振興を目的に、水稻において、収量増大・品質向上に向けた高温耐性に優れた品種の栽培試験や高温対策資材の試験を実施したほか、行政と連携して地域計画の策定支援を精力的に行いました。子会社(株)あぐりん伊勢においては、青ねぎ・サツマイモ・イチゴ・水稻等の栽培を行うとともに、研修社員2名の新規就農を支援しました。子会社(株)オレンジアグリでは、柑橘を栽培するとともに農作業受託に取り組んだほか、新規就農を目指す研修生6名の受入を行いました。販売事業においては、令和6年産米の概算金を令和5年産米と比較して1俵あたり4,900円高く設定しました。また、新たに全農による買取販売を取り入れて価格の急騰に対応した販売に取り組むとともに、1円でも高く最終精算を行えるよう、直接販売比率の向上と精米・玄米販売を継続的に実施しました。

◆農業経営事業

育種苗施設（長沢ファーム）では、1月5日からイチゴ摘み取り体験を実施し、多くの観光客や地域の皆さまにご利用いただきました。また、農福連携の取組みとして、志摩市の福祉施設事業者と継続して連携し、イチゴ苗用ポットへの土入れ作業等を行いました。

◆保管事業・利用事業・加工事業・その他事業

改修後の伊勢北部ライスセンターにおいて、令和6年5月下旬から小麦、8月中旬から水稻の荷受けを開始し、トラックスケールによる計量を行うなど、スムーズな荷受け作業を実施しました。また、無人ヘリ及びドローンでの水稻共同防除では、農地管理システム「Z - G I S 」を活用して散布地図をデジタル化し、散布地図作成にかかる負担の軽減に努めました。さらに、ドローンを活用し、園芸施設に遮光剤の散布やジャンボタニシ駆除に向けた試験散布を実施し、事業化に向けて検討を開始しました。

◆資産管理

継続にかかる資産管理への対応や、組合員ニーズに沿った土地の売買・賃貸借の仲介業務を通じて、安心と信頼を基本とした資産管理事業に努めました。

◆介護福祉事業

介護福祉事業全体で、延べ13,085名の地域の皆さまにご利用いただきました。特に、地域で課題となっている居宅介護支援事業においては、利用者数が約10% 増加しました。また、みのりデイサービスにおいては、新たな取組みとして、雇用安定を目的にベトナムから2名の外国人技能実習生を受け入れました。

◆旅行事業

台風などの自然災害により、一部の旅行でキャンセルが発生しましたが、募集旅行のほか「年金友の会」やスポーツ団体などの利用により、昨年度を上回る約11,000 名の方々にご利用いただきました。

◆くらしの活動

食農教育の一環として管内の小学生と保護者を対象とした「あぐりスクール」やJ A 伊勢ファンクラブみらい会員の交流を目的に「みらいマルシェ」等を開催し、延べ7,093名の方にご参加いただきました。会員数は、前年より693名増加して3,066名となり、うち、30 ～ 40歳代は561名となりました。そのほか、産直施設を活用した「子ども食堂」の開催や地域の社協と連携して金融全店舗で「フードドライブ」を実施し、集まった食品等を管内12市町の社協へ寄付しました。

< 損益の状況等の概括 >

決算の内容は、経常利益で1,331,449千円、当期剰余金で806,629千円となりました。

< 対処すべき重要な課題 >

- ①農業生産の拡大・農業者の所得増大の実現と県産農畜産物の安定供給への貢献
 - ◇農業者の生産面積及び収量拡大、単価向上、経費削減の支援
 - ◇子会社の規模拡大と新規就農者の育成
 - ◇気候変動に対応した農業及び環境調和型農業の推進
 - ◇出向く営農と営農指導員の育成強化による営農指導力の向上
- ②組合員・利用者とともに取り組む組織・地域の活性化
 - ◇金融事業・共済事業の相談機能及び外務活動の強化
 - ◇組合員の意思反映・運営参画の強化による将来に亘る組合員との関係構築
 - ◇SNS などの時代に即した広報活動による食・農・J A の情報発信
 - ◇組合員・地域住民との関係強化を図るための「JA くらしの活動」の強化
- ③人と組織が成長する持続可能なJ A 経営の確立
 - ◇3線管理態勢による不祥事未然防止
 - ◇余裕金運用等に係るリスク管理及び高度な資金運用
 - ◇デジタル化の推進と事業・組織改革による組織の成長
 - ◇エンゲージメント向上への取組みによる人材の確保と人材育成

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、第37回通常総代会資料別冊「第13次中期経営計画書及び令和7年度事業計画書」の附属資料「J A 伊勢自己改革工程表」に記載しております。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、鳥羽市、志摩市、熊野市、御浜町、紀宝町が事業区域で、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化や、地域の暮らしをサポートする地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員および地域の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	45,246 人	出資金	6,276,087 千円
------	----------	-----	--------------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高

当座性貯金	180,825 百万円
定期貯金	305,362 百万円
定期積金	4,123 百万円
合計	490,311 百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
普通貯金 (総合口座)	出し入れ 自由	1 円以上	公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能が利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。定期貯金などを担保に、総合口座を組み合わせれば担保に応じて自動融資を受けることができます。「貯める・受取る・支払う・借りる」といった機能を備えています。
貯蓄貯金	出し入れ 自由	1 円以上	使いみちなどが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金です。公共料金・クレジット代金等の自動支払いや給与・年金・配当金等の自動受取りの口座としてはご利用できません。
定期積金	6 ヶ月以上 5 年以内	1 千円以上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は自由に選べ、プランにそって無理なく目標達成ができます。
スーパー定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1 千円以上	身近な定期貯金で期間はプランにあわせて選べます。預け入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
変動金利 定期貯金	3 年	1 千円以上	金利情勢に応じて6 ヶ月ごとに利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。満期までの期間中に、金利が上昇すれば、固定金利の商品よりも有利に運用することができます。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
期日指定 定期貯金	据置期間 1 年 (最長預入 期間：3 年)	1 千円以上 300 万円未満	据置期間1年経過後、自由に満期日を指定できます。1年複利のお得な貯金で長く預けるほど有利です。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられ大変便利です。
大口定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1 千万円以上	自由金利型定期と呼ぶこともあり、市場金利を反映した有利な利率で運用し、大口の資金をさらに大きく増やす貯金です。短期から長期までプランにあわせて預け入れできます。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

正組合員		9,807 百万円
准組合員		38,546 百万円
員 外	地方公共団体	16,936 百万円
	地方公社等	18 百万円
	金融機関	20,000 百万円
	その他員外	2,178 百万円
	計	39,132 百万円
合計		87,487 百万円

(2) 制度融資取扱い状況

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	266 百万円	農業経営の近代化のための長期資金等
農業近代化資金（資材高騰）	193 百万円	ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者への助成制度付き資金
農業近代化資金（コロナ）	63 百万円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者への助成制度付き資金
就農施設等資金	3 百万円	新規就農者の研修・準備・施設取得を支援する資金
農業改良資金	—	新技術等を支援する資金
スーパーL 資金	45 百万円	農地取得や設備投資など、農業経営の改善を支援するための長期資金
スーパーS 資金	581 百万円	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金
畜産経営緊急支援資金	180 百万円	畜産農家の経営の安定化を図る資金

(3) 融資商品

	資金名	対象者	資金使途・商品の概要等
住宅資金	住宅ローン	ＪＡ伊勢管内の個人	住宅新築・購入・中古住宅購入・増改築・土地購入
	住宅ローン（借換応援型）	ＪＡ伊勢管内の個人	他の金融機関借入中の住宅資金借換
	リフォームローン	ＪＡ伊勢管内の個人	既存住宅の増改築・改装・補修等
生活資金	マイカーローン	ＪＡ伊勢管内に居住又は勤務する個人	自動車・バイクの購入・車検・修理費用等
	教育ローン	ＪＡ伊勢管内に居住又は勤務する個人	子弟の学費・家賃・教育に関する資金
	カードローン	ＪＡ伊勢管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
	フリーローン	ＪＡ伊勢管内に居住又は勤務する個人	生活資金全般
その他 事業資金	共済証書担保貸付	ＪＡ伊勢管内の個人又は法人	生活資金全般
	賃貸住宅ローン	ＪＡ伊勢管内の個人	賃貸・アパート・マンションの新築・増改築

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

伊勢農業協同組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

引き続き、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実な対応に努めていきます。

●地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また、金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修等により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、不健全債権管理回収委員会やその他会議体等において協議を行い、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行えるような態勢整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町が行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

玉城町、度会町、南伊勢町の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆さまにご利用いただいています。

＜地域への奉仕活動＞

当組合では、地域貢献としての清掃活動や日本赤十字社の献血への積極的参加、顧問弁護士による無料法律相談会や社会保険労務士による年金相談会を開催しています。また、小学生を対象とした農業体験を開催するなど、社会貢献に努めています。

さらに、生活活動の中で、体験を通して親子で食と農の大切さについて学ぶことを目的に「あぐりスクール」などの食農教育を行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

当組合で年金口座を開設していただいている方を会員として「年金友の会」を組織し、グラウンドゴルフ大会やシニアゴルフ大会等を開催しています。

(3) 情報提供活動

情報提供活動では、広報誌「あんさんぶる」の発行やパブリシティにより、地域に向けて情報を発信するとともに、ホームページでの情報提供も行っています。ホームページの URL は、https://www.jaise.jp/ です。

■ 8. リスク管理の状況

● リスク管理の体制等

【リスク管理基本方針】

はじめに

組合員・利用者の皆さまに安心して当ＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要である。

当ＪＡにおいて引き続き高い信頼性を維持していくために、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類と定義、リスク管理の組織体制と仕組み等、リスク管理の基本的な体系を整備している。当ＪＡは、この基本方針に基づき、各種リスク量等のモニタリングによる収益とリスクの適切な把握と管理、適切な資産の自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めるものとする。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

1 基本的な考え方

(1) 「リスク」とは

当ＪＡが管理すべきリスクとは「経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や発生した場合の影響度」を指す。

(2) リスク管理の目的

リスクが顕在化しその影響度が許容水準に照らして過大である場合には、ＪＡの経営は極めて不安定な状態となり、社会からの信頼は大きく揺らぐことになると同時に農業の発展への寄与という社会的使命と組合員から託された役割を果たすことが極めて困難な状態となる。一方で、安定的な収益を確保するためには不確実性を内包した様々な業務の実施が必要となるため、こうした事態に陥らないようリスクを適切に管理していくことが当ＪＡの経営にとって重要な課題である。

当ＪＡにおけるリスク管理とは「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、当ＪＡとして許容できるレベル内で調整し、そのために必要な施策を行うこと」を指し、そうした取組みによって「経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的とする。

なお、リスク管理においてはリスクの一方的な抑制ばかりではなく、経営としての収益性も念頭に置き、双方のバランスのとれたコントロールを目指すことが必要である。

(3) リスク管理の進め方

当ＪＡにあっては、規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第１１条の２で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、主要なリスクを総体的に把握しリスクの受け皿となる自己資本との比較・対照管理を行うことにより、収益、リスク、資本を統合的にマネジメントするための管理体制の整備を目指すものとする。

2 管理を要するリスクと対応方針

当ＪＡにおいて管理するリスクと対応方針は以下のとおり。なお、今後、必要に応じて追加していくものとする。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少もしくは消失し、当ＪＡが損失を被るリスクをいう。

個別の重要案件又は大口案件については理事会においてその対応方針を決定し対応を図るものとする。また、通常の貸出取引においては、本店に担当部署を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行う。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行うものとする。

貸出取引においては資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組むものとする。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めるものとする。

(2) 市場リスク

金利、株式、為替などの価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスクをいう。

市場リスクを的確にコントロールし、収益及び財務の健全化を図るため、ＡＬＭ（資産と負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めるものとする。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオ（資産構成）の状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行うものとする。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行うものとする。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告するものとする。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく

高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際の検討を行うものとする。

(4) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、主に事務リスク、法務リスク、システムリスクなどがこれにあたる。

事務リスク、法務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるようにする。

①事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことをいう。

②法務リスク

法務リスクとは、経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等により金融機関が損失を被ったり、取引上のトラブルが発生するリスクをいう。

③システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。

(5) 大規模自然災害リスク

大規模自然災害リスクとは、地震や風水害をはじめとする自然災害による人的・物的被害を被るリスクをいう。

大規模自然災害リスクに対しては、あらかじめ被害を想定した事業継続計画（BCP）の策定を行い、迅速な意思決定と情報伝達を行い、適切に対処することで、災害による影響および被害の極小化を行うものとする。

3 リスク管理態勢

(1) 体制整備の考え方

リスク管理を適切に実行するために、ＪＡ全体がその重要性を十分に認識した上で、リスク管理にかかる意思決定組織、協議体、業務担当部署等を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備するものとする。

(2) 組織上の役割・責任分担

リスク管理は経営の根幹に係るものであり、経営陣はリスク管理の基本方針や個別リスクの管理方法、リスクテイクの業務運営戦略等の協議・決定を行い、十分な管理が行われる態勢を整備する責任を負うものとする。

また、管理者をはじめとする関係者・関係部署は、リスク管理にかかる各責任を分担し、管理プロセスを的確に構築し、実施する役割を負うものとする。

(3) リスク管理を担当する部署

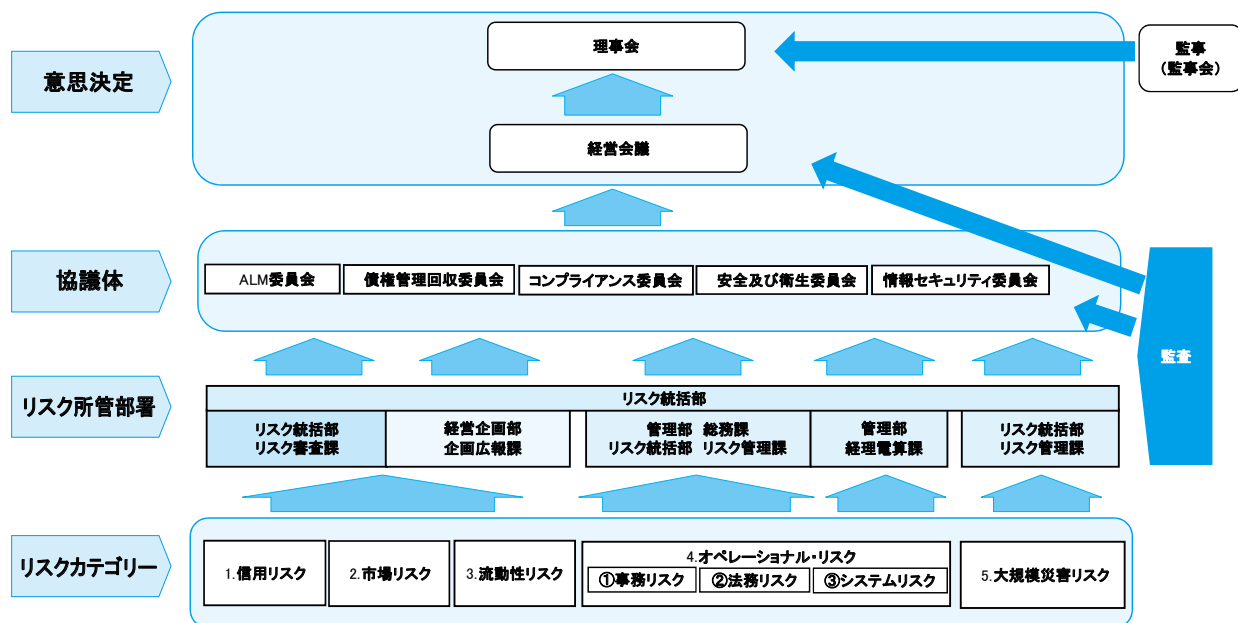
リスク管理業務を担当する部署は、「リスク管理体制図」のとおりとする。

なお、リスク管理部署は、リスク管理のために必要なデータをシステム等から自由に取得し、各部署から必要に応じて報告・説明・データ提供を求めることができるものとする。

(4) 監査

監査は、リスク管理にかかる内部管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているか等の評価を行い、必要に応じて適切なリスク管理態勢の構築に向けた指導を行うものとする。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

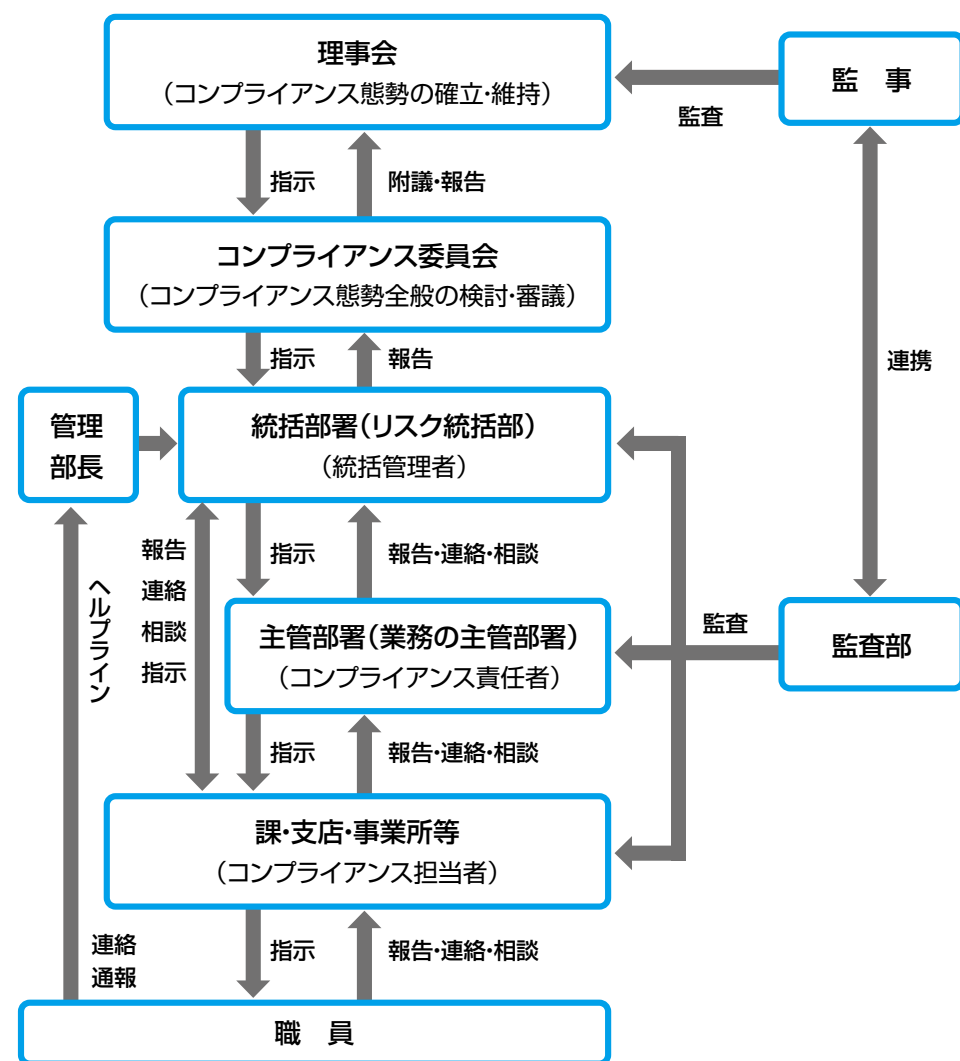
【コンプライアンス基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めるとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

当組合は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

〈当組合の苦情等受付窓口〉

- ◇当組合の本支店営業窓口
- ◇JAバンク相談・苦情等受付窓口
電話番号：0596-62-1123 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
- ◇JA共済相談・苦情等受付窓口
電話番号：0596-67-2030 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
- ◇JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）
電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）
- ◇JA共済相談受付センター（JA共済連全国本部）
電話番号：☎0120-536-093 受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）、午前9時～午後5時（土曜日）（日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、組合員・利用者の紛争解決措置として、次の外部機関が利用できます。

◆信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター※	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時
公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）	J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所）を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）、電話：03-6837-1359にお申し出ください。なお、（※）の付いた弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

◆共済事業

- （一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
- （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>
- （公財）日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>
- （公財）交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店・各事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）資金運用担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（３）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取り扱い方針

【個人情報保護方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号法２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第１６条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第１６条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号法第１９条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第１６条第４項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

当組合は、地域発展に役立つ地域密着型金融機関をめざし、農業者への制度資金による農業支援や住宅資金・マイカーローンなどの貸出業務を通じて、地域社会の発展や農業振興に努めています。

■ 9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、13.46%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	伊勢農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,276百万円（前年度6,367百万円）

■ 10. 主要な業務の内容

●事業の内容

◆信用事業

貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。また、ＪＡ伊勢・三重県信連・農林中央金庫という三段階の組織が機能的に結びつき、地域の金融機関として大きな役割を担い、幅広い活動を行っています。

○貯金業務

組合員はもちろん地域の皆さまからの貯金をお預かりし、着実な資金作りをお手伝いしています。当座貯金、普通貯金、総合口座（一般口、経済口）、貯蓄貯金、定期積金、定期貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

○融資業務

組合員への融資をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を融資しています。また、地方公共団体等へも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

○為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当組合の窓口から全国の金融機関への送金や、手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

○国債・投資信託窓口販売

国債（利付・割引国庫債券および個人向け国債）、投資信託の窓口販売の取り扱いを行っています。

○サービス・その他

当組合では、全国オンラインシステムを利用して、年金・給与などの各種自動受取、公共料金・税金などの各種自動支払や、事業主の皆さまのための給与振込サービス・口座振込サービスなどをお取り扱いしています。また、全国のＪＡでの貯金の出し入れ、銀行・信用金庫などでも現金のお引き出しのできるキャッシュサービスやネットバンクなど、幅広いサービスに努めています。

◆共済事業

組合員・利用者一人ひとりの生涯保障の確立を目指し、「信頼関係・安心感・身近さ」の強化に取り組んでいます。また、組合員・利用者が健康で安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、満足度の高い事業を目指しています。

◆購買事業

組合員・利用者の要望に応える生産資材の安価供給に努めています。また、消費者ニーズに合った安全・安心な生活物資の提供に取り組んでいます。

◆販売事業

地域の農業振興を实践し、多彩な生産販売体制を整備しつつ、共販体制の拡充、農畜産物のブランド化と地域特性を活かした多面的な販路拡大による有利販売に取り組んでいます。

◆営農活動

体制を強化して地域に応じた農業振興計画の实践を通じて、農業の振興に取り組み、農業経営の向上を目指しています。

◆農業経営事業

地場産業の振興に向けて、主要品目である「イチゴ」と「甘藷」の生産に取り組んでいます。

◆資産管理事業

組合員の資産保全と土地有効活用対策等、資産管理への支援を進め、次世代へ資産が安心して承継できる諸施策に取り組んでいます。

◆介護福祉事業

居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業等を行い、相互扶助の精神をもって質の高い介護サービスの提供に取り組んでいます。

◆旅行事業

多彩な企画商品と利用者にご満足のいただけるサービスの提供に取り組んでいます。

◆くらしの活動

組合員の健康で豊かなくらしを守り、文化的でうまいのある生活を目指し、くらしの活動に取り組んでいます。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

（１）「ＪＡバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

（２）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

（３）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

（４）貯金保険制度

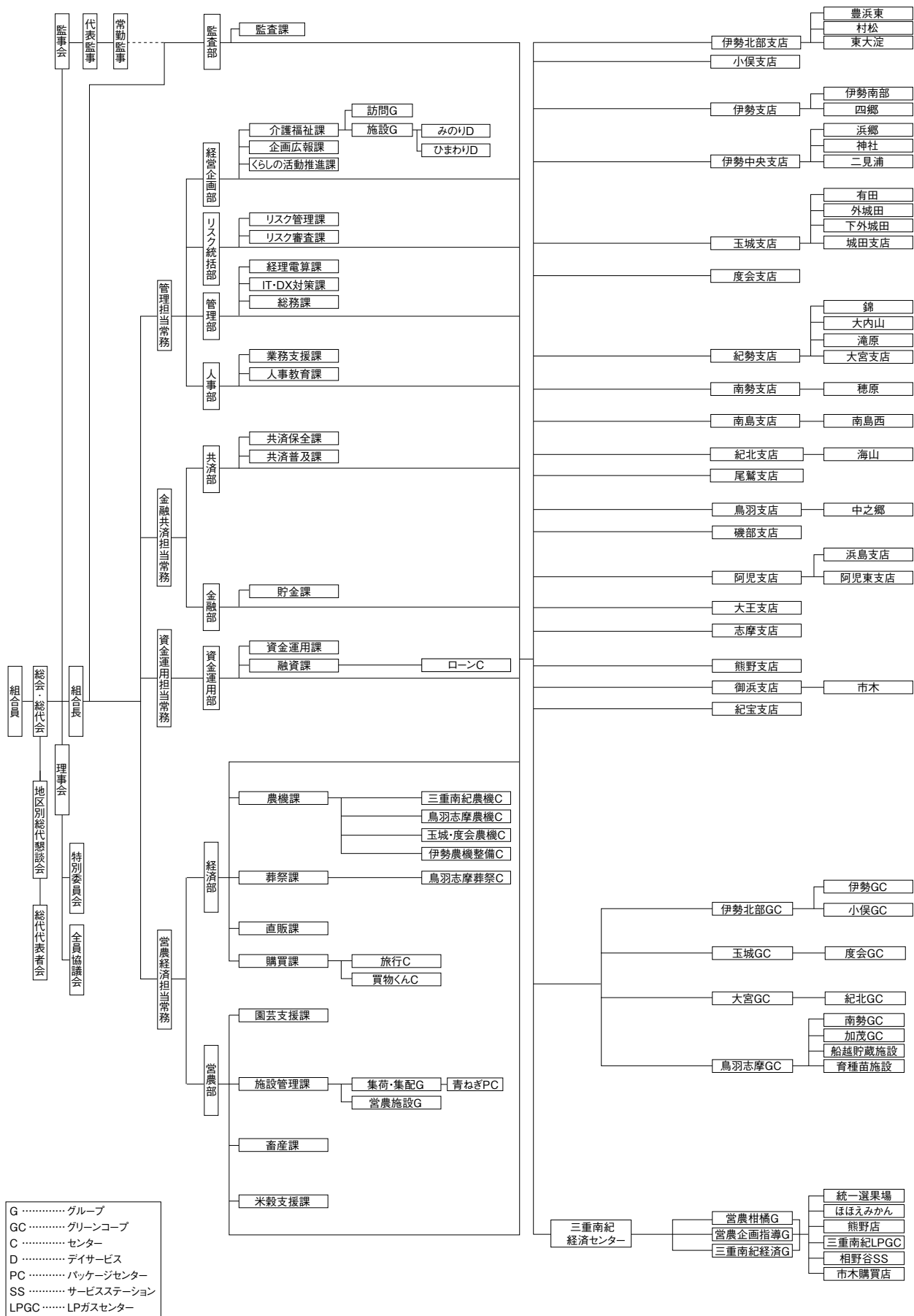
貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

11. 経営の組織

組織機構図

(令和7年6月25日現在)



組合員数

	令和5年度末	令和6年度末	増減
正組合員数	20,661人	20,007人	▲654
個人	20,580人	19,923人	▲657
法人	81人	84人	3
准組合員数	25,086人	25,239人	153
個人	25,003人	25,158人	155
法人	83人	81人	▲2
合計	45,747人	45,246人	▲501

地区一覧 (令和7年4月1日現在)

伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、鳥羽市、志摩市、熊野市、御浜町、紀宝町

組合員組織の状況

(令和7年3月31日時点)

組織名	構成員数
J A伊勢ファンクラブみらい	3,066名
年金友の会	31,848名
伊勢北部青壮年部会	6名
J A伊勢いちご部会	75名
J A伊勢キャベツ部会	26名
J A伊勢トマト部会	8名
J A伊勢玉城ぶどう部会	13名
J A伊勢玉城柿部会	72名
J A伊勢玉城梨部会	11名
J A伊勢御園胡瓜部会	4名
J A伊勢小俣梨部会	8名
J A伊勢振興野菜部会	55名
J A伊勢サツマイモ部会	10名
J A伊勢水耕部会	2名
J A伊勢青ねぎ部会	22名
J A伊勢蓮台寺柿部会	39名
J A伊勢ブロックリー部会	8名
J A伊勢スマート農業研究会	20名
J A伊勢トルコ部会	4名
J A伊勢バラ部会	9名
J A伊勢菊部会	2名
J A伊勢洋花部会	6名
露地野菜部会 (オクラ)	3名
なばな部会	12名
度会共販茶振興部会	7名
大宮茶部会	20名
七保和牛部会	8名
マルゴ柑橘部	79名
梅部会	33名

組織名	構成員数
J A伊勢青色サポート	244名
J A伊勢磯部イチゴ部会	5名
J A伊勢阿児イチゴ部会	2名
J A伊勢迫子イチゴ部会	4名
伊勢農業協同組合特別栽培米コシヒカリ部会	12名
ストック部会	1名
鳥羽志摩 in ショップ部会	71名
御浜稲作研究会	11名
熊野市農業研究会	13名
三重南紀農林畜産水産物直売部会	551名
三重南紀女性部会 (柑橘)	335名
三重南紀温州部会	476名
三重南紀中晩柑部会	362名
(三重南紀カラ部会)	(157名)
(三重南紀伊予柑部会)	(9名)
(三重南紀デコボン部会)	(131名)
(三重南紀甘夏部会)	(58名)
(三重南紀セミノール部会)	(98名)
(三重南紀サマーフレッシュ部会)	(22名)
(三重南紀レモン部会)	(75名)
(三重南紀せとか部会)	(87名)
三重南紀青年部会	35名
三重南紀ハウス部会	7名
金山柑橘経営研究同志会	10名
志原柑橘生産同志会	10名
三重南紀みかん地域運営委員会	132名
神木柑橘研究会	5名

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

12. 役員構成

(令和7年6月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	酒 徳 雅 明	理 事	鳥 田 真 吾
常 務 理 事	上 村 武	〃	中 桐 周 平
〃	坂 口 正 明	〃	樋 口 巧
〃	河 井 英 利	〃	松 永 孝
〃	竹 内 隆 典	〃	上 村 昌 芳
理 事	大 仲 隆 紀	〃	山 本 久 嗣
〃	西 村 善 行	〃	宇 田 豊 生
〃	多 田 靖	〃	山 形 美 弥 子
〃	森 川 正 弘	〃	岩 本 功 二
〃	山 本 敬 子	〃	市ノ木山 実
〃	森 美 江	〃	植 地 増 己
〃	野 中 穂 積	〃	南 浩 枝
〃	渡 邊 昌 行	〃	松 田 裕 美
〃	沖 塚 尚	代 表 監 事	竹 内 久 晴
〃	西 村 百 合 子	常 勤 監 事	川 端 利 生
〃	亀 田 宏 之	監 事	古 川 善 正
〃	瀧 和 史	〃	見 置 義 信
〃	小 山 浩 也	員 外 監 事	鈴 木 光 代

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年6月現在）所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町 14階

14. 事務所の名称及び所在地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
本店	度会郡度会町大野木 1858	0596-62-1125
伊勢北部支店	伊勢市西豊浜町 2011	0596-37-2311
伊勢北部支店豊浜東	伊勢市東豊浜町 330	0596-37-2102
伊勢北部支店村松	伊勢市村松町 4009	0596-37-2045
伊勢北部支店東大淀	伊勢市東大淀町 485	0596-37-2152
小俣支店	伊勢市小俣町相合 634	0596-22-2121
伊勢支店	伊勢市河崎 1-4-35	0596-25-1175
伊勢支店四郷	伊勢市楠部町乙 581-1	0596-22-3377
伊勢支店伊勢南部	伊勢市上野町 1215-1	0596-39-1128
伊勢中央支店	伊勢市御薗町長屋 462	0596-22-3557
伊勢中央支店神社	伊勢市神社港 359	0596-36-4644
伊勢中央支店浜郷	伊勢市黒瀬町 49-3	0596-22-2583
伊勢中央支店二見浦	伊勢市二見町茶屋 302-2	0596-42-1101
玉城支店	度会郡玉城町佐田 130	0596-58-2155
玉城支店有田	度会郡玉城町長更 141	0596-58-3058
玉城支店外城田	度会郡玉城町蚊野 2023	0596-58-2481
玉城支店下外城田	度会郡玉城町小杜曽根 776-16	0596-58-3051
城田支店	伊勢市上地町 1810	0596-22-3645
度会支店	度会郡度会町大野木 1783-2	0596-62-1122
紀勢支店（山海の郷紀勢内）	度会郡大紀町崎 2154-1	0598-74-1311
紀勢支店錦	度会郡大紀町錦 205-1	0598-73-3121
紀勢支店大内山	度会郡大紀町大内山 777-1	0598-72-2321
大宮支店	度会郡大紀町野原 1321-1	0598-85-0009
大宮支店滝原	度会郡大紀町滝原 1000	0598-86-2019
南勢支店	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 960	0599-66-0005
南勢支店穂原	度会郡南伊勢町伊勢路 1107-3	0599-65-3003
南島支店	度会郡南伊勢町賛浦 59-1	0596-72-1311
南島支店南島西	度会郡南伊勢町村山 981	0596-76-0008
紀北支店	北牟婁郡紀北町東長島 926-7	0597-47-1166
紀北支店海山	北牟婁郡紀北町相賀 827-1	0597-32-1127
尾鷲支店	尾鷲市野地町 12-7	0597-22-1536
鳥羽支店	鳥羽市岩倉町 315-1	0599-25-2902
鳥羽支店中之郷	鳥羽市鳥羽 3-32-21	0599-25-2305
磯部支店	志摩市磯部町迫間 32-3	0599-55-2050
阿児支店	志摩市阿児町鵜方 2402-5	0599-43-0034
浜島支店	志摩市浜島町浜島 1787-85	0599-53-0004
阿児東支店	志摩市阿児町甲賀 1482-1	0599-45-8500
大王支店	志摩市大王町波切 3928-2	0599-72-0003
志摩支店	志摩市志摩町和具 88-1	0599-85-0074
熊野支店	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-6606
御浜支店	南牟婁郡御浜町阿田和 4694-4	05979-2-2006
御浜支店市木	南牟婁郡御浜町下市木 2551	05979-2-1013
紀宝支店	南牟婁郡紀宝町成川 40	0735-22-8471

(ATM 設置台数 79 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和5年度	令和6年度	負債・純資産の部	令和5年度	令和6年度
1 信用事業資産	493,835,120	488,708,693	1 信用事業負債	494,926,434	492,703,730
(1) 現金	1,631,038	1,992,095	(1) 貯金	493,538,767	490,311,373
(2) 預金	345,188,589	335,225,953	(2) 借入金	66,923	49,708
系統預金	330,683,761	319,221,585	(3) その他の信用事業負債	1,190,742	2,212,648
系統外預金	14,504,828	16,004,368	未払費用	168,066	275,433
(3) 金銭の信託	5,103,028	5,730,073	その他の負債	1,022,676	1,937,214
(4) 有価証券	59,378,692	57,382,656	(4) 債務保証	130,000	130,000
国債	9,247,020	9,825,550	2 共済事業負債	1,833,732	1,737,837
地方債	8,152,986	8,976,003	(1) 共済資金	1,208,892	1,111,864
政府保証債	620,440	579,540	(2) 未経過共済付加収入	624,839	625,973
社債	27,752,838	25,596,252	3 経済事業負債	1,416,200	1,546,958
株式	258,728	267,135	(1) 経済事業未払金	498,731	516,495
受益証券	9,395,939	8,752,074	(2) 経済受託債務	901,057	1,022,243
投資証券	3,950,739	3,386,101	(3) その他の経済事業負債	16,411	8,218
(5) 貸出金	81,691,184	87,487,118	4 雑負債	990,982	1,632,513
(6) その他の信用事業資産	938,422	965,625	(1) 未払法人税等	206,000	175,000
未収収益	400,825	475,402	(2) リース債務	－	765,000
その他の資産	537,596	490,223	(3) 資産除去債務	99,734	99,853
(7) 債務保証見返	130,000	130,000	(4) その他の負債	685,247	592,659
(8) 貸倒引当金	▲ 225,835	▲ 204,830	5 諸引当金	1,706,549	1,608,740
2 共済事業資産	7,350	5,081	(1) 賞与引当金	221,879	222,686
(1) その他の共済事業資産	7,350	5,081	(2) 退職給付引当金	1,076,090	1,001,505
3 経済事業資産	2,862,876	2,861,473	(3) 役員退職慰労引当金	43,598	52,149
(1) 経済事業未収金	1,427,973	1,364,961	(4) 特例業務負担金引当金	364,982	332,399
(2) 経済受託債権	759,749	858,283	6. 再評価に係る繰延税金負債	928,481	900,352
(3) 棚卸資産	542,461	512,447	負債の部合計	501,802,379	500,130,132
購買品	442,210	402,988	1 組合員資本	22,764,097	23,345,641
販売品	2,942	1,896	(1) 出資金	6,367,916	6,276,087
その他の棚卸資産	97,308	107,561	(2) 利益剰余金	16,477,513	17,165,865
(4) その他の経済事業資産	141,555	133,038	利益準備金	6,507,823	6,587,823
(5) 貸倒引当金	▲ 8,864	▲ 7,256	その他利益剰余金	9,969,690	10,578,042
4 雑資産	680,387	628,644	ライスセンター積立金	20,000	20,000
(1) 雑資産	680,387	628,644	営農指導事業基盤強化積立金	220,000	220,000
(2) 貸倒引当金	▲ 0	－	信用事業基盤強化積立金	560,000	560,000
5 固定資産	10,465,408	10,848,801	教育基金積立金	30,000	30,000
(1) 有形固定資産	10,444,826	10,829,945	3JA 合併 5 周年記念事業積立金	30,000	－
建物	12,578,505	12,647,239	経営安定対策積立金	6,949,000	7,099,000
構築物	1,150,977	1,152,361	特別積立金	701,576	701,576
機械装置	2,469,716	2,301,598	当期末処分剰余金	1,459,113	1,947,465
土地	7,215,906	6,975,047	(うち当期末剰余金)	(361,862)	(806,629)
リース資産	－	760,000	(3) 処分未済持分	▲ 81,332	▲ 96,311
その他の有形固定資産	1,084,195	1,061,574	2 評価・換算差額等	▲ 170,640	▲ 2,882,058
減価償却累計額	▲ 14,054,476	▲ 14,067,877	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,898,604	▲ 4,451,295
(2) 無形固定資産	20,582	18,855	(2) 土地再評価差額金	1,727,964	1,569,236
6 外部出資	15,126,330	15,125,406			
(1) 外部出資	15,126,330	15,125,406			
系統出資	14,741,245	14,741,245			
系統外出資	362,085	361,161			
子会社等出資	23,000	23,000			
7 繰延税金資産	1,418,363	2,415,614	純資産の部合計	22,593,457	20,463,582
資産の部合計	524,395,837	520,593,715	負債及び純資産の部合計	524,395,837	520,593,715

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	6,634,632	6,493,094	(13) 利用事業収益	892,069	813,552
事業収益	11,572,873	11,708,427	(14) 利用事業費用	655,051	641,870
事業費用	4,938,240	5,215,333	利用事業総利益	237,017	171,681
(1) 信用事業収益	4,308,110	4,711,447	(15) 宅地等供給事業収益	1,584	1,368
資金運用収益	3,631,979	3,914,894	(16) 宅地等供給事業費用	243	230
(うち預金利息)	(1,841,343)	(1,946,496)	宅地等供給事業総利益	1,341	1,138
(うち有価証券利息)	(686,253)	(790,914)	(17) 介護福祉事業収益	183,480	178,095
(うち貸出金利息)	(744,855)	(799,537)	(18) 介護福祉事業費用	172,136	179,473
(うちその他受入利息)	(359,527)	(377,944)	介護福祉事業総利益	11,343	▲ 1,378
役務取引等収益	132,796	141,999	(19) 農業経営事業収益	10,355	16,430
その他事業直接収益	185,579	316,383	(20) 農業経営事業費用	6,215	7,640
その他経常収益	357,755	338,170	農業経営事業総利益	4,140	8,790
(2) 信用事業費用	733,146	1,182,850	(21) 旅行事業収益	11,825	12,392
資金調達費用	231,063	453,448	(22) 旅行事業費用	698	772
(うち貯金利息)	(222,895)	(444,087)	旅行事業総利益	11,126	11,619
(うち給付補填備金繰入)	(2,870)	(2,249)	(23) その他事業収益	69,107	56,392
(うち借入金利息)	(602)	(502)	(24) その他事業費用	60,303	50,819
(うちその他支払利息)	(4,694)	(6,608)	その他事業総利益	8,803	5,572
役務取引等費用	51,914	54,522	(25) 指導事業収入	49,140	29,449
その他事業直接費用	207,109	415,544	(26) 指導事業支出	104,423	77,308
その他経常費用	243,059	259,335	指導事業収支差額	▲ 55,282	▲ 47,858
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 15,507)	(▲ 14,042)	2 事業管理費	5,475,355	5,424,371
(うち貸出金償却)	(2,465)	(－)	(1) 人件費	3,906,882	3,824,639
信用事業総利益	3,574,963	3,528,596	(2) 業務費	606,618	615,065
(3) 共済事業収益	1,909,738	1,871,322	(3) 諸税負担金	185,413	193,099
共済付加収入	1,812,619	1,751,650	(4) 施設費	770,031	761,044
その他の収益	97,119	119,672	(5) その他事業管理費	6,409	30,521
(4) 共済事業費用	124,000	108,027	事業利益	1,159,277	1,068,723
共済推進費	47,835	28,987	3 事業外収益	270,336	274,389
共済保全費	76,164	79,040	(1) 受取雑利息	1,259	725
その他の費用	－	0	(2) 受取出資配当金	154,805	157,031
共済事業総利益	1,785,738	1,763,294	(3) 賃貸料	41,233	41,435
(5) 購買事業収益	3,801,328	3,696,384	(4) 償却債権取立益	3,840	4,037
購買品供給高	3,472,148	3,379,850	(5) 雑収入	69,197	71,160
購買手数料	207,012	190,089	4 事業外費用	17,826	11,664
修理サービス料	53,935	51,165	(1) 貸倒引当金戻入益	▲ 0	▲ 0
その他の収益	68,232	75,278	(2) 寄付金	9,736	3,535
(6) 購買事業費用	3,009,832	2,897,760	(3) 雑損失	8,090	8,129
購買品供給原価	2,848,922	2,749,216	経常利益	1,411,787	1,331,449
購買品供給費	23,274	22,940	5 特別利益	68,481	24,526
その他の費用	137,636	125,603	(1) 固定資産処分益	53,227	10,999
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 4,171)	(▲ 679)	(2) 一般補助金	10,242	13,527
(うち貸倒損失)	(6)	(－)	(3) 共済金	5,010	－
購買事業総利益	791,495	798,624	6 特別損失	878,794	322,943
(7) 販売事業収益	364,178	338,382	(1) 固定資産処分損	21,468	17,549
販売品販売高	86,668	59,818	(2) 固定資産圧縮損	15,235	13,448
販売手数料	212,417	218,747	(3) 減損損失	841,978	291,946
その他の収益	65,093	59,815	(4) その他の特別損失	112	－
(8) 販売事業費用	114,640	95,044	税引前当期利益	601,474	1,033,032
販売品販売原価	73,055	47,587	法人税、住民税及び事業税	288,056	268,978
その他の費用	41,584	47,456	法人税等調整額	▲ 48,443	▲ 42,575
(うち貸倒引当金繰入額)	(361)	(－)	法人税等合計	239,612	226,403
(うち貸倒引当金戻入益)	(－)	(▲ 628)	当期剰余金	361,862	806,629
販売事業総利益	249,538	243,338	当期首繰越剰余金	979,961	974,987
(9) 保管事業収益	14,207	10,565	3JA 合併 5 周年記念事業積立金取崩額	－	30,000
(10) 保管事業費用	3,573	2,304	再評価差額金取崩額	117,290	135,848
保管事業総利益	10,633	8,260	当期末処分剰余金	1,459,113	1,947,465
(11) 加工事業収益	10,620	8,482			
(12) 加工事業費用	6,848	7,066			
加工事業総利益	3,771	1,416			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
(2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
(3) その他有価証券
①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
②市場価格のない株式・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(3) 販売品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(4) 販売品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(5) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果

を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
(3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
(5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ①購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
②販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
③保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
④加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
⑤利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
⑥宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦農業経営事業

安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧旅行事業

利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑨介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑩指導事業

組合員の宮農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
(2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「J A 共同計算」を行っています。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
(3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債

権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。
(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 841,978 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年12月に作成した事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,779,691千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	479,772
構 築 物	176,933
機 械・装 置	1,012,591
土 地	87,540
車 輛 運 搬 具	7,696
工具・器具・備品	15,155

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。



3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	201,114 千円
子会社に対する金銭債務の総額	1,113,873 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	2,918 千円
---------------	----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 360,660 千円、危険債権額は 404,783 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は 765,444 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,138,141 千円
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	103,206 千円
うち事業取引高	68,796 千円
うち事業取引以外の取引高	34,410 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	76,651 千円
うち事業取引高	36,047 千円
うち事業取引以外の取引高	40,604 千円

2 減損会計に関する事項

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベータ、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
三重南紀営農柑橘G	農業関連事業施設	建物、土地	業務用 固定資産
三重南紀営農企画指導G	農業関連事業施設	土地	
三重南紀経済G	農業関連事業施設	土地	
三重南紀農機センター	農業関連事業施設	土地	
A C豊浜東	営業店舗	土地	
J A S阿曾	営業店舗	土地	
三重南紀L P Gセンター	営業店舗	器具備品、長期前払費用	
ひまわりデイサービス	営業店舗	建物、長期前払費用、土地	
みのりデイサービス	営業店舗	土地	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	業務外 固定資産
伊勢市小俣町明野	賃貸固定資産	構築物	
志摩市阿児町国府字上ノ東	賃貸固定資産	土地	
志摩市志摩町和具字川辺	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鮎田字和田	賃貸固定資産	土地	
伊勢市小俣町明野	遊休資産	建物、構築物、機械装置、土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下桑	遊休資産	土地	
伊勢市津村町	遊休資産	土地	
伊勢市御園町小林	遊休資産	建物、構築物、土地	
度会郡大紀町崎宮田	遊休資産	土地	
度会郡大紀町柏野	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町伊勢路潜道	遊休資産	建物、土地	
度会郡南伊勢町河内谷山口	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町神津佐下村	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡度会町麻加江	遊休資産	土地	
度会郡度会町脇出御所裏	遊休資産	土地	
鳥羽市浦村町字村内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長り山	遊休資産	土地	
志摩市志摩町片田字浦	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町国府字下ノ東	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字里中	遊休資産	土地	
志摩市阿児町立神字西配	遊休資産	建物、土地	
志摩市志摩町越貫字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町越貫字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字前浜	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字小坂	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字九木	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字志原	遊休資産	土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産のうち農業関連事業施設については、土地の下落が著しく下落していると同時に、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。営業店舗については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、伊勢市大倉町、伊勢市小俣町明野、志摩市阿児町国府字上ノ東、志摩市志摩町和具字川辺、南牟婁郡紀宝町鮎田字和田については使用価値が帳簿価額まで達しな

いため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	減損 損失額	建物	構築物	土地	その他
三重南紀営農柑橘G	630,059	56,458	—	573,601	—
三重南紀営農企画指導G	24,882	—	—	24,882	—
三重南紀経済G	27,941	—	—	27,941	—
三重南紀農機センター	17,167	—	—	17,167	—
A C豊浜東	46	—	—	46	—
J A S阿曾	214	—	—	214	—
三重南紀L P Gセンター	219	—	—	—	219
ひまわりデイサービス	2,601	2,600	—	1	0
みのりデイサービス	1,009	—	—	1,009	—
伊勢市大倉町	367	—	—	367	—
伊勢市小俣町明野	319	—	319	—	—
志摩市阿児町国府字上ノ東	125	—	—	125	—
志摩市志摩町和具字川辺	65	—	—	65	—
南牟婁郡紀宝町鮎田字和田	201	—	—	201	—
伊勢市小俣町明野	63,788	5,297	1,000	57,001	488
伊勢市村松町清水	1	—	—	1	—
伊勢市上野町大津野	122	—	—	122	—
伊勢市上野町上久保	51	—	—	51	—
伊勢市佐八町下桑	58	—	—	58	—
伊勢市津村町	20	—	—	20	—
伊勢市御園町小林	61,175	10,660	126	50,388	—
度会郡大紀町崎宮田	359	—	—	359	—
度会郡大紀町柏野	119	—	—	119	—
度会郡南伊勢町伊勢路潜道	4,529	2,570	—	1,958	—
度会郡南伊勢町河内谷山口	145	—	—	145	—
度会郡南伊勢町神津佐下村	188	—	—	188	—
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	40	—	—	40	—
度会郡度会町中之郷字親原	148	—	—	148	—
度会郡度会町麻加江	260	—	—	260	—
度会郡度会町脇出御所裏	66	—	—	66	—
鳥羽市浦村町字村内	106	—	—	106	—
志摩市阿児町安乗字長り山	110	—	—	110	—
志摩市志摩町片田字浦	372	—	—	372	—
志摩市阿児町甲賀字前田	101	—	—	101	—
志摩市阿児町甲賀字前田	228	—	—	228	—
志摩市阿児町国府字下ノ東	361	—	—	361	—
志摩市阿児町神明字里中	150	—	—	150	—
志摩市阿児町立神字西配	958	710	—	247	—
志摩市志摩町越貫字五反ノ内	168	—	—	168	—
志摩市志摩町和具字濱田	336	—	—	336	—
志摩市志摩町和具字前浜	110	—	—	110	—
志摩市大王町畔名字本田	151	—	—	151	—
志摩市大王町波切字小坂	655	—	—	655	—
志摩市大王町波切字塚原	753	—	—	753	—
志摩市大王町名田字堂山	17	—	—	17	—
志摩市大王町船越字九木	397	—	—	397	—
志摩市浜島町浜島字丸山	96	—	—	96	—
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	112	—	—	112	—
南牟婁郡御浜町大字志原	488	—	—	488	—
合 計	841,978	78,298	1,446	761,525	708

- (4) 回収可能価額の算定方法

三重南紀柑橘G、三重南紀営農企画指導G、三重南紀経済G、三重南紀農機センター、伊勢市小俣町明野、志摩市阿児町国府字上ノ東、南牟婁郡紀宝町鮎田字和田の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は9.7%です。その他の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、25,542 千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組

合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などに貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、

日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,238,591 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位

置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	345,188,589	344,740,946	▲447,643
有価証券			
満期保有目的の債券	1,510,893	1,600,685	89,792
その他有価証券	57,867,799	57,867,799	-
貸出金	81,691,184		
貸倒引当金（※1）	▲225,835		
貸倒引当金控除後	81,465,349	81,697,949	232,599
資産計	486,032,632	485,907,380	▲125,251
貯金	493,538,767	493,184,175	▲354,592
負債計	493,538,767	493,184,175	▲354,592

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価

に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
種 類	貸借対照表計上額
外部出資	15,126,330
合 計	15,126,330

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	330,688,589					14,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	30,000	430,000	1,022,500		
その他有価証券のうち満期があるもの	892,132	2,345,790	3,358,967	4,038,541	2,092,541	46,749,146
貸出金（※1、2）	6,733,765	4,101,301	3,985,415	4,299,275	5,020,020	56,167,353
合 計	338,344,487	6,477,092	7,774,382	9,360,316	7,112,561	117,416,499

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越 1,307,772 千円については「1 年以内」に含めています。

- (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 1,384,053 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	439,610,102	25,029,928	22,128,189	1,483,611	5,286,936	-
合 計	439,610,102	25,029,928	22,128,189	1,483,611	5,286,936	-

- (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

Ⅵ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
区 分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,068,500	68,500
	地方債	110,893	119,665	8,772
	社債	400,000	412,520	12,520
	合 計	1,510,893	1,600,685	89,792

- (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
区 分	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	2,014,544	2,105,100	90,555
	地方債	3,422,951	3,587,656	164,704
	政府保証債	599,661	620,440	20,778
	社債	10,124,674	10,409,731	285,057
	株式	144,056	236,019	91,962
	受益証券	132,448	430,419	297,970
	投資証券	1,763,327	1,995,377	232,049
	小計	18,201,664	19,384,743	1,183,079
	合 計	24,278,636	25,066,375	787,739
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	7,188,900	6,141,920	▲1,046,980
	地方債	4,642,016	4,454,437	▲187,579
	社債	17,897,239	16,943,106	▲954,133
	株式	23,157	22,709	▲448
	受益証券	10,400,216	8,965,520	▲1,434,696
	投資証券	2,085,432	1,965,362	▲130,070
	小計	42,236,963	38,483,055	▲3,753,908
	合 計	60,438,628	57,867,799	▲2,570,828

なお、上記差額に繰延税金資産 693,744 千円を加えた額 ▲1,844,694 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
種 類	売却額	売却益	売却損
国債	1,506,994	56,784	119,620
社債	6,878,046	33,145	55,099
受益証券	558,763	79,709	-
投資証券	53,761	12,096	-
合 計	8,997,565	181,735	174,719

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当年度中において、32,390 千円（うち、その他有価証券の社債 32,390 千円）減損処理を行っています。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合、または 30% 以上 50% 未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

5 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

- (1) その他の金銭の信託

(単位：千円)			
区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,720,377	1,681,997	38,380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,382,650	3,495,113	▲112,463
合 計	5,103,028	5,177,110	▲74,082

なお、上記差額に繰延税金資産 20,172 千円を加えた額 ▲53,910 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅶ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における退職給付債務	3,260,180
(2) 勤務費用	162,638
(3) 利息費用	23,437
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲77,539
(5) 退職給付の支払額	▲214,939
(6) 期末における退職給付債務 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,153,778

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における年金資産	2,128,030
(2) 期待運用収益	18,620
(3) 数理計算上の差異の発生額	5,748
(4) 年金資産への拠出金	185,787
(5) 退職給付の支払額	▲131,659
(6) 期末における年金資産 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	2,206,525

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)	
(1) 退職給付債務	3,153,778
(2) 年金資産	▲2,206,525
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	947,252
(4) 未認識数理計算上の差異	128,837
(5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	1,076,090
(6) 退職給付引当金 = (5)	1,076,090

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)	
(1) 勤務費用	162,638
(2) 利息費用	23,437
(3) 期待運用収益	▲18,620
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	3,489
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	170,946

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)	
(1) 一般勘定	1,122,309
(2) 合計	1,122,309

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)	
(1) 債券	683,056
(2) 年金保険投資	303,580
(3) 現金及び預金	43,368
(4) その他	54,210
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	1,084,216

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	1.066%
(2) 長期期待運用収益率	0.875%

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	293,019
有価証券簿価下げ（減損処理）	36,807
賞与引当金	60,417
賞与引当に係る未払社会保険料	10,155
特例業務負担金引当金	99,384
貸倒損失	53,177
役員退職慰労引当金	11,871
未払事業税	16,882
減損損失（土地）	281,295
減損損失（減価償却資産）	190,363
資産除去債務	27,157
臨時損失否認額（阿曾浦）	12,089
中央会賦課金	20,071
土地償却（鳥羽志摩）	93,253
その他有価証券評価差額金	713,917
その他	37,682
繰延税金資産小計（A）	1,957,546
評価性引当額（B）	▲533,824
繰延税金資産合計（A）+（B）=（C）	1,423,722
繰延税金負債	
全農外部出資（みなし配当）	▲2,017
資産除去債務（固定資産増加額）	▲490
不動産投資信託	▲2,850
繰延税金負債小計（D）	▲5,358
繰延税金資産の純額（C）+（D）	1,418,363

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

	(単位：％)
法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.61
事業分量配当	▲ 8.69
住民税均等割等	2.54
評価性引当額の増減	27.15
法人税額の特別控除	▲ 0.28
再評価に係る繰延税金負債期中増減	▲ 4.53
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.05
その他	▲ 1.81
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.84

Ⅸ 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記6収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ①購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ②販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑦農業経営事業

安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑧旅行事業
利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑨介護福祉事業
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑩指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「J A 共同計算」を行っております。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。
- (3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。

《令和6年度》

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
(2) 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
(3) その他有価証券
①時価のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
②市場価格のない株式等・・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(2) 購買品（売価管理）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(3) 販売品（数量管理）・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(4) 販売品（売価管理）・・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
(5) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、

平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。
(3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を160,000千円とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。



なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。
当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。

- (4) 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

II 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 291,946 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年2月に作成した事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,709,021千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	418,359
構 築 物	154,229
機 械・装 置	1,026,039
土 地	87,540
車 輦 運 搬 具	7,696
工具・器具・備品	15,155

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額
20年利付 国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	166,471 千円
子会社等に対する金銭債務の総額	1,249,632 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事に対する金銭債権の総額	2,303 千円
---------------	----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は354,210千円、危険債権額は382,599千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は736,809千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- (2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,593,276千円
- (3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

- (1) 子会社等との取引による収益総額 97,838千円
うち事業取引高 64,136千円
うち事業取引以外の取引高 33,701千円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 74,713千円
うち事業取引高 34,054千円
うち事業取引以外の取引高 40,659千円

2 減損会計に関する事項

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。
カントリーエレベータ、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。
当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
御浜支店	営業店舗	建物、器具備品、無形固定資産、土地	業務用固定資産
相野谷給油所	営業店舗	器具備品	
三重南紀LPGセンター	営業店舗	長期前払費用	
ひまわりデイサービス	営業店舗	車両運搬具、土地	
みのりデイサービス	営業店舗	土地	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	
鳥羽市桃取町	賃貸固定資産	建物	
志摩市阿児町国府字下ノ東	賃貸固定資産	土地	
志摩市阿児町志島	賃貸固定資産	土地	
熊野市二木島町字中	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
南牟婁郡紀宝町大里字東地	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鵜殿字上早山	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鰯田字和田	賃貸固定資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地	
伊勢市津村町	遊休資産	土地	
伊勢市東豊浜町	遊休資産	土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
度会郡大紀町阿曾	遊休資産	土地	
度会郡大紀町野原	遊休資産	建物	
度会郡大紀町崎宮田	遊休資産	土地	
度会郡大紀町大内山字寺裏	遊休資産	土地	
度会郡大紀町柏野	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町河内谷山口	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町神津佐下村	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡度会町麻加江	遊休資産	土地	
度会郡度会町脇出	遊休資産	器具備品、土地	
度会郡度会町脇出御所裏	遊休資産	土地	
北牟婁郡北町鳥原	遊休資産	土地	
鳥羽市浦村町字村内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長り山	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字里中	遊休資産	土地	
志摩市阿児町立神字西配	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字小坂	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字九木	遊休資産	土地	
志摩市志摩町片田字浦	遊休資産	土地	
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字前浜	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
熊野市磯崎町字向井	遊休資産	土地	
熊野市二木島町	遊休資産	土地	
熊野市波田須町字樫木原	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市本字濱	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字志原	遊休資産	土地	
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	遊休資産	土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
業務用固定資産のうち御浜支店については、土地の時価が著しく下落しているとともに、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。その他

の営業店舗については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、伊勢市大倉町、鳥羽市桃取町、志摩市阿児町国府字下ノ東、熊野市二木島町字中、南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町、南牟婁郡紀宝町大里字東地、南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地、南牟婁郡紀宝町鵜殿字上早山、南牟婁郡紀宝町鰯田字和田については使用価値が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	減損損失額	建物	車輦運搬具	土地	その他
御浜支店	178,967	41,043	—	137,060	863
相野谷給油所	151	—	—	—	151
三重南紀LPGセンター	175	—	—	—	175
ひまわりデイサービス	4,764	—	1,374	3,390	—
みのりデイサービス	252	—	—	252	—
伊勢市大倉町	409	—	—	409	—
鳥羽市桃取町	5,546	5,546	—	—	—
志摩市阿児町国府字下ノ東	2,009	—	—	2,009	—
志摩市阿児町志島	176	—	—	176	—
熊野市二木島町字中	237	—	—	237	—
南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町	157	—	—	157	—
南牟婁郡紀宝町大里字東地	331	—	—	331	—
南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地	760	—	—	760	—
南牟婁郡紀宝町鵜殿字上早山	322	—	—	322	—
南牟婁郡紀宝町鰯田字和田	296	—	—	296	—
伊勢市上野町大津野	187	—	—	187	—
伊勢市上野町上久保	158	—	—	158	—
伊勢市佐八町下条	58	—	—	58	—
伊勢市津村町	209	—	—	209	—
伊勢市東豊浜町	275	—	—	275	—
伊勢市村松町清水	1	—	—	1	—
度会郡大紀町阿曾	1,006	—	—	1,006	—
度会郡大紀町野原	1,785	1,785	—	—	—
度会郡大紀町崎宮田	690	—	—	690	—
度会郡大紀町大内山字寺裏	375	—	—	375	—
度会郡大紀町柏野	113	—	—	113	—
度会郡南伊勢町河内谷山口	369	—	—	369	—
度会郡南伊勢町神津佐下村	421	—	—	421	—
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	26	—	—	26	—
度会郡度会町中之郷字親原	463	—	—	463	—
度会郡度会町麻加江	762	—	—	762	—
度会郡度会町脇出	1,238	—	—	1,091	147
度会郡度会町脇出御所裏	260	—	—	260	—
北牟婁郡北町鳥原	76,539	—	—	76,539	—
鳥羽市浦村町字村内	128	—	—	128	—
志摩市阿児町安乗字長り山	265	—	—	265	—
志摩市阿児町甲賀字前田	786	—	—	786	—
志摩市阿児町甲賀字前田	202	—	—	202	—
志摩市阿児町神明字里中	624	—	—	624	—
志摩市阿児町立神字西配	1,911	—	—	1,911	—
志摩市大王町畔名字本田	519	—	—	519	—
志摩市大王町波切字小坂	1,757	—	—	1,757	—
志摩市大王町波切字塚原	835	—	—	835	—
志摩市大王町名田字堂山	35	—	—	35	—
志摩市大王町船越字九木	1,036	—	—	1,036	—
志摩市志摩町片田字浦	934	—	—	934	—
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	424	—	—	424	—
志摩市志摩町和具字濱田	817	—	—	817	—
志摩市志摩町和具字前浜	454	—	—	454	—
志摩市浜島町浜島字丸山	206	—	—	206	—
熊野市磯崎町字向井	21	—	—	21	—
熊野市二木島町	576	—	—	576	—
熊野市波田須町字樫木原	16	—	—	16	—
南牟婁郡御浜町大字下市本字濱	224	—	—	224	—
南牟婁郡御浜町大字志原	526	—	—	526	—
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	136	—	—	136	—
合 計	291,946	48,375	1,374	240,858	1,337

- (4) 回収可能価額の算定方法
御浜支店、鳥羽市桃取町、南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町、南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地、南牟婁郡紀宝町鰯田字和田の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は10.2%です。その他の固定資産の回収可能価額は正味売却





価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、19,429 千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動

額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,772,154 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	335,225,953	333,405,872	▲1,820,081
有価証券			
満期保有目的の債券	1,481,642	1,522,877	41,235
その他有価証券	55,901,013	55,901,013	－
貸出金	87,487,118		
貸倒引当金（※1）	▲204,830		
貸倒引当金控除後	87,282,288	87,106,648	▲175,639
資産計	479,890,898	477,936,411	▲1,954,486
貯金	490,311,373	488,237,276	▲2,074,097
負債計	490,311,373	488,237,276	▲2,074,097

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく

区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	15,125,406
合 計	15,125,406

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	319,101,510					16,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	430,000	1,022,500			
その他有価証券のうち満期があるもの	1,519,526	2,319,557	3,956,301	2,248,951	3,967,241	45,958,958
貸出金（※1、2）	5,793,933	4,326,320	4,619,007	6,282,619	3,524,773	59,808,264
合 計	326,444,970	7,075,878	9,597,808	8,531,571	7,492,014	121,767,222

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,360,595 千円については「1 年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等3,132,199 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1）	420,029,683	17,218,379	22,110,796	3,143,504	27,809,009	－
合 計	420,029,683	17,218,379	22,110,796	3,143,504	27,809,009	－

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,033,400	33,400
	地方債	81,642	85,677	4,035
	社債	400,000	403,800	3,800
	小 計	1,481,642	1,522,877	41,235
合 計		1,481,642	1,522,877	41,235

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

区 分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	地方債	801,628	791,295	10,332
	政府保証債	100,110	100,000	110
	社債	5,566,520	5,498,547	67,972
	株式	154,849	106,324	48,525
	受益証券	347,646	143,038	204,607
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	投資証券	834,161	768,629	65,532
	小計	7,804,915	7,407,835	397,080
	国債	8,825,550	10,272,088	▲1,446,538
	地方債	8,092,731	8,724,068	▲631,336
	政府保証債	479,430	499,691	▲20,261
	社債	19,629,732	21,557,964	▲1,928,231
	株式	112,285	119,694	▲7,409
投資証券	受益証券	8,404,428	10,436,344	▲2,031,916
	投資証券	2,551,939	2,927,286	▲375,347
	小計	48,096,097	54,537,138	▲6,441,040
合 計		55,901,013	61,944,974	▲6,043,960

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
国債	2,599,947	37,048	394,967
社債	2,993,794	8,729	14,955
株式	177,466	50,239	－
受益証券	2,728,229	188,598	－
投資証券	440,305	78,531	5,622
合 計	8,939,742	363,147	415,544

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

区 分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	1,577,292	1,506,297	70,995
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	4,152,780	4,350,712	▲197,931
合 計	5,730,073	5,857,009	▲126,936

VII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	3,153,778
(2) 勤務費用	151,364
(3) 利息費用	33,601
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲82,769
(5) 退職給付の支払額	▲225,718
(6) 期末における退職給付債務 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,030,255

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	2,205,963
(2) 期待運用収益	19,318
(3) 数理計算上の差異の発生額	2,351
(4) 年金資産への拠出金	156,684
(5) 退職給付の支払額	▲153,596
(6) 期末における年金資産 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	2,230,721





3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)	
(1) 退職給付債務	3,030,255
(2) 年金資産	▲ 2,230,721
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	799,533
(4) 未認識数理計算上の差異	201,972
(5) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4)	1,001,505
(6) 退職給付引当金 = (5)	1,001,505

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)	
(1) 勤務費用	151,364
(2) 利息費用	33,601
(3) 期待運用収益	▲ 19,318
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	▲ 11,480
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	154,166

5 年金資産の主な内訳
全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)	
(1) 一般勘定	1,121,124
(2) 合計	1,121,124

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)	
(1) 債券	798,910
(2) 年金保険投資	277,399
(3) 現金及び預金	33,287
(4) 合計 (1) + (2) + (3)	1,109,597

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	1.769%
(2) 長期期待運用収益率	0.876%

VIII 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)	
繰延税金資産 (A)	
退職給付引当金	279,432
有価証券簿価下げ (減損処理)	37,374
賞与引当金	60,637
賞与引当に係る未払社会保険料	10,123
特例業務負担金引当金	92,471
貸倒損失	53,613
役員退職慰労引当金	14,523
未払事業税	15,400
減損損失 (土地)	303,718
減損損失 (減価償却資産)	194,717
資産除去債務	27,899
臨時損失否認額 (阿曾浦)	12,404
減価償却超過 (無形・有税)	10,056
中央会賦課金	22,409
土地償却 (鳥羽志摩)	95,684
その他有価証券評価差額金	1,719,601
その他	29,423
繰延税金資産小計 (A)	2,979,492
評価性引当額 (B)	▲ 557,758
繰延税金資産合計 (A) + (B) = (C)	2,421,734
繰延税金負債	
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 2,070
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 398
不動産投資信託	▲ 3,650
繰延税金負債小計 (D)	▲ 6,119
繰延税金資産の純額 (C) + (D)	2,415,614

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)	
法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.78
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 2.11
事業分量配当	▲ 4.74
住民税均等割等	1.48
評価性引当額の増減	0.94
税率変更による期末繰延税金資産の増減	▲ 1.35
法人税額の特別控除	▲ 0.40
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.06
その他	0.13
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.92

3 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.23%から 27.94%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は 57,623 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 43,697 千円減少し、法人税等調整額は 13,925 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 22,879 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

IX 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
1 当期末処分剰余金	1,459,113	1,947,465
2 剰余金処分類	484,125	841,655
(1) 利益準備金	80,000	170,000
(2) 任意積立金 (経営安定対策積立金)	150,000 (150,000)	400,000 (400,000)
(3) 出資配当金(年率)	62,168 (1.0%)	91,949 (1.5%)
(4) 事業分量配当金 (普通事業分量配当) (特別事業分量配当)	191,957 (167,061) (24,895)	179,705 (164,216) (15,489)
3 次期繰越剰余金	974,987	1,105,810

注)

1. 事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。
(令和5年度)

(1) 普通事業分量配当

- ① 定期性貯金(定期貯金・定期積金・積立式定期)の令和5年度中の平均残高に対して0.07%の割合で支払う。
② 予約肥料・農薬の購入金額に対して4%の割合で支払う。
③ 共同防除の精算金額に対して2%の割合で支払う。
④ 水稻育苗1箱あたり30円を支払う。
※上記、②・③・④については別途消費税を支払う。

(2) 特別事業分量配当(営農資材費等高騰支援配当)

- ① 出荷資材(ダンボール・包装資材等)の購入金額又は徴収金額に対して6%の割合で支払う。
② ライスセンター・カントリーエレベーターの施設利用料(1俵あたり)に対して8%の割合で支払う。
③ 飼料の購入金額に対して0.4%の割合で支払う。
※上記、①・②・③については別途消費税を支払う。

(令和6年度)

(1) 普通事業分量配当

- ① 定期性貯金(定期貯金・定期積金・積立式定期)の令和6年度中の平均残高に対して0.07%の割合で支払う。
② 予約肥料・農薬の購入金額に対して4%の割合で支払う。
③ 共同防除の精算金額に対して2%の割合で支払う。
④ 水稻育苗1箱あたり30円を支払う。
※上記、②・③・④については別途消費税を支払う。

(2) 特別事業分量配当(営農資材費等高騰支援配当)

- ① 出荷資材(ダンボール・包装資材等)の購入金額又は徴収金額に対して6%の割合で支払う。
② 飼料の購入金額に対して0.4%の割合で支払う。
※上記、①・②については別途消費税を支払う。

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれております。

令和5年度 19,000千円 令和6年度 41,000千円

3. 任意積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準・取崩基準は、次のとおりです。

(1) 名 称：経営安定対策積立金

積立目的：新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加にも対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。

積立基準、目標額：毎事業年度計画的に積み立てし、80億円を限度とする。

取崩基準：目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により、必要と認めた額を取り崩す。

- ① 新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合。
② 債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合。
③ 有価証券の運用により、多額の損失が生じた場合。
④ 繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合。

●部門別損益計算書 (令和5年度)

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	11,625,748	4,308,110	1,909,738	3,270,052	2,091,677	46,169	
事業費用 ②	4,991,115	733,146	124,000	2,474,124	1,560,490	99,353	
事業総利益 (①－②) ③	6,634,632	3,574,963	1,785,738	795,927	531,187	▲ 53,184	
事業管理費 ④	5,475,355	1,934,629	1,472,328	1,027,001	773,664	267,732	
(うち人件費 ⑤)	(3,906,882)	(1,162,797)	(1,210,023)	(781,097)	(534,952)	(218,011)	
(うち減価償却費 ⑥)	(150,432)	(73,821)	(29,645)	(163)	(38,643)	(8,158)	
※うち共通管理費 ⑦		373,501	139,300	90,118	86,326	19,204	▲ 708,449
(うち人件費 ⑧)		(260,507)	(97,158)	(62,855)	(60,210)	(13,394)	(▲ 494,126)
(うち減価償却費 ⑨)		(12,739)	(4,751)	(3,073)	(2,944)	(655)	(▲ 24,163)
事業利益 (③－④) ⑩	1,159,277	1,640,334	313,410	▲ 231,073	▲ 242,477	▲ 320,916	
事業外収益 ⑪	270,336	151,097	73,189	19,552	22,156	4,340	
※うち共通分 ⑫		41,247	15,383	9,952	9,533	2,120	▲ 78,236
事業外費用 ⑬	17,826	8,863	3,790	2,337	2,336	496	
※うち共通分 ⑭		8,550	3,189	2,063	1,976	439	▲ 16,219
経常利益 (⑩＋⑪－⑬) ⑮	1,411,787	1,782,568	382,808	▲ 213,858	▲ 222,657	▲ 317,072	
特別利益 ⑯	68,481	34,153	12,737	8,240	11,593	1,756	
※うち共通分 ⑰		34,153	12,737	8,240	7,893	1,756	▲ 64,781
特別損失 ⑱	878,794	457,961	172,802	112,357	111,604	24,067	
※うち共通分 ⑲		454,079	169,352	109,559	104,949	23,347	▲ 861,288
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱) ⑳	601,474	1,358,759	222,744	▲ 317,975	▲ 322,669	▲ 339,384	
営農指導事業分配賦額 ㉑		133,038	87,900	62,446	55,998	▲ 339,384	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑－㉒) ㉓	601,474	1,225,720	134,843	▲ 380,421	▲ 378,667		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

(注1)

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益52,875千円、事業費用52,875千円)を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

(注2)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均

(2) 営農指導事業

均等割＋事業総利益割による配分

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	52.7%	19.7%	12.7%	12.2%	2.7%	100.0%
営 農 指 導 事 業	39.2%	25.9%	18.4%	16.5%		100.0%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	合 計
事業別の総資産	508,558,437	3,476,926	6,577,938	2,000,749	94,247	3,687,536	524,395,837
総資産(共通資産配分後)※ (うち固定資産)	510,502,539 (3,392,269)	4,201,995 (1,431,076)	7,047,010 (3,851,343)	2,450,084 (1,651,367)	194,206 (139,351)		524,395,837 (10,465,408)

※ 共通資産の他部門への配分基準

(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割)の平均

●部門別損益計算書（令和6年度）

		(単位：千円)					
区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	11,744,263	4,711,447	1,871,322	3,108,340	2,026,357	26,795	
事業費用 ②	5,251,169	1,182,850	108,027	2,380,803	1,507,108	72,378	
事業総利益（①－②） ③	6,493,094	3,528,596	1,763,294	727,537	519,249	▲ 45,582	
事業管理費 ④	5,424,371	2,039,420	1,486,370	1,042,508	621,460	234,611	
（うち人件費 ⑤）	(3,824,639)	(1,249,803)	(1,224,235)	(746,441)	(414,085)	(190,073)	
（うち減価償却費 ⑥）	(183,917)	(72,064)	(29,175)	(40,740)	(34,432)	(7,503)	
※うち共通管理費 ⑦		423,296	155,529	104,767	81,637	19,046	▲ 784,277
（うち人件費 ⑧）		(302,525)	(111,155)	(74,876)	(58,345)	(13,612)	(▲ 560,515)
（うち減価償却費 ⑨）		(12,050)	(4,427)	(2,982)	(2,324)	(542)	(▲ 22,327)
事業利益（③－④） ⑩	1,068,723	1,489,175	276,923	▲ 314,970	▲ 102,211	▲ 280,194	
事業外収益 ⑪	274,389	114,433	92,630	32,927	28,159	6,239	
※うち共通分 ⑫		99,894	36,703	24,724	19,265	4,494	▲ 185,083
事業外費用 ⑬	11,664	5,877	2,378	1,641	1,469	297	
※うち共通分 ⑭		5,446	2,001	1,348	1,050	245	▲ 10,091
経常利益（⑩＋⑪－⑬） ⑮	1,331,449	1,597,731	367,175	▲ 283,684	▲ 75,521	▲ 274,252	
特別利益 ⑯	24,526	5,936	2,181	14,996	1,144	267	
※うち共通分 ⑰		5,936	2,181	1,469	1,144	267	▲ 10,999
特別損失 ⑱	322,943	162,696	60,774	59,699	32,219	7,553	
※うち共通分 ⑲		160,554	58,991	39,737	30,964	7,224	▲ 297,472
税引前当期利益（⑮＋⑯－⑱） ㉔	1,033,032	1,440,971	308,582	▲ 328,387	▲ 106,596	▲ 281,538	
営農指導事業分配賦額 ㉕		111,207	73,200	50,676	46,453	▲ 281,538	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益（㉔－㉕） ㉖	1,033,032	1,329,763	235,382	▲ 379,063	▲ 153,050		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

（注1）

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益35,836千円、事業費用35,836千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

（注2）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均
- (2) 営農指導事業
均等割＋事業総利益割による配分

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合 計
共 通 管 理 費 等	54.0%	19.8%	13.4%	10.4%	2.4%	100.0%
営 農 指 導 事 業	39.5%	26.0%	18.0%	16.5%		100.0%

3. 部門別の資産

		(単位：千円)					
区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	合 計
事業別の総資産	503,358,630	3,449,058	7,158,402	1,946,839	104,568	4,576,215	520,593,715
総資産（共通資産配分後）※ （うち固定資産）	505,828,541 (3,285,409)	4,356,562 (1,375,379)	7,769,714 (4,474,442)	2,423,191 (1,573,932)	215,705 (139,637)		520,593,715 (10,848,801)

※ 共通資産の他部門への配分基準
（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均

●会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	14,040	11,781	11,858	11,625	11,744
信用事業収益	4,194	4,088	4,222	4,308	4,711
共済事業収益	2,203	2,136	1,982	1,909	1,871
農業関連事業収益	4,657	3,080	3,235	3,270	3,108
その他事業収益	2,986	2,476	2,418	2,137	2,053
経常利益	1,471	1,486	1,446	1,411	1,331
当期剰余金（※1）	1,071	966	937	361	806
出資金	6,242	6,329	6,405	6,367	6,276
（出資口数）	(6,242,993)	(6,329,485)	(6,405,779)	(6,367,916)	(6,276,087)
純資産額	24,923	24,725	23,269	22,593	20,463
総資産額	502,554	518,948	521,710	524,395	520,593
貯金等残高	468,689	485,324	490,283	493,538	490,311
貸出金残高	64,114	73,576	75,084	81,691	87,487
有価証券等残高	62,196	67,201	61,281	59,378	57,382
剰余金配当金額					
・出資配当の額	61	61	62	62	91
・事業利用分量配当の額	136	138	209	191	179
正職員数	536人	516人	493人	473人	453人
常用的臨時雇用者	405人	381人	362人	329人	315人
単体自己資本比率（※2）	11.87%	11.88%	12.40%	12.79%	13.46%

（※1）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

（※2）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

■17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円)			
	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	3,400	3,461	60
役務取引等収支	80	87	6
その他信用事業収支	93	▲ 20	▲ 113
信用事業粗利益	3,462	3,454	▲ 7
（信用事業粗利益率）	0.70%	0.70%	▲ 0.00%
事業粗利益	6,625	6,494	▲ 131
（事業粗利益率）	1.23%	1.20%	▲ 0.02%
事業純益	1,150	1,070	▲ 80
実質事業純益	1,150	1,070	▲ 80
コア事業純益	1,171	1,169	▲ 2
（投資信託解約損益を除く）	1,285	1,215	▲ 70

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円)						
	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	488,946	3,631	0.74%	488,645	3,914	0.80%
うち預金	345,066	2,200	0.64%	339,896	2,324	0.68%
うち有価証券等	63,782	686	1.08%	63,299	790	1.25%
うち貸出金	80,096	744	0.93%	85,448	799	0.94%
資金調達勘定	495,990	231	0.05%	496,250	453	0.09%
うち貯金・定積	495,055	225	0.05%	494,951	446	0.09%
うち借入金	75	0	0.80%	57	0	0.87%
うち貸付留保金	860	4	0.54%	1,241	6	0.53%
総資金利ざや（※）			0.31%			0.30%

注）

※総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

※資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	▲30	282
うち預金	▲19	123
うち有価証券等	▲54	104
うち貸出金	43	54
支払利息	0	222
うち貯金	1	220
うち借入金	▲1	1
差 引	▲30	60

注)
※増減額は前年度対比です。
※資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	177,206 (35.7)	182,759 (36.9)	5,552
定期性貯金	317,628 (64.1)	311,974 (63.0)	▲5,654
その他の貯金	219 (0.0)	217 (0.0)	▲2
計	495,055 (100.0)	494,951 (100.0)	▲104
譲渡性貯金	－ (－)	－ (－)	－
合 計	495,055 (100.0)	494,951 (100.0)	▲104

注)
1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
定期貯金	311,188 (100.0)	305,362 (100.0)	▲5,826
うち固定自由金利定期	311,119 (99.9)	305,300 (99.9)	▲5,819
うち変動自由金利定期	69 (0.0)	62 (0.0)	▲7

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
注3) () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	231	172	▲59
証書貸付	60,549	64,647	4,097
当座貸越	1,367	1,334	▲33
割引手形	－	－	－
金融機関貸付	17,948	19,294	1,346
合 計	80,096	85,448	5,351

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	23,950 (29.3)	22,142 (25.3)	▲1,807
変動金利貸出	28,712 (35.1)	33,103 (37.8)	4,390
その他	29,028 (35.5)	32,241 (36.8)	3,212
合 計	81,691 (100.0)	87,487 (100.0)	5,795

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	576	503	▲72
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	486	447	▲39
その他担保物	288	227	▲61
計	1,352	1,178	▲173
農業信用基金協会保証	10,221	10,107	▲114
県保証センター	14,284	13,138	▲1,146
その他保証	20,802	25,826	5,024
計	45,307	49,071	3,764
信用	35,031	37,237	2,205
合 計	81,691	87,487	5,795

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	－	－	－
信用	130	130	－
合 計	130	130	－

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
農業経営近代化資金	565	518	▲46
制度資金	258	230	▲28
農業資金	1,492	1,501	9
（うち農業施設資金）	(632)	(564)	(▲68)
（うち農業運転資金）	(860)	(937)	(77)
事業資金	22,102	25,122	3,018
（うち事業施設資金）	(1,958)	(3,550)	(1,591)
（うち事業運転資金）	(20,144)	(21,572)	(1,427)
生活資金	43,163	47,000	3,835
（うち住宅関連資金）	(40,595)	(44,379)	(3,783)
（うち生活関連資金）	(2,568)	(2,621)	(52)
その他資金	14,106	13,112	▲993
合 計	81,691	87,487	5,795

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	3,020 (3.6)	2,974 (3.3)	▲46
林業	162 (0.1)	187 (0.2)	25
水産業	1,090 (1.3)	1,093 (1.2)	2
製造業	5,295 (6.4)	5,538 (6.3)	243
鉱業	179 (0.2)	255 (0.2)	76
建設業	2,810 (3.4)	2,822 (3.2)	11
電気・ガス・熱供給・水道業	560 (0.6)	565 (0.6)	5
運輸・通信業	2,160 (2.6)	2,241 (2.5)	81
卸売・小売業・飲食店	1,367 (1.6)	1,366 (1.5)	▲1
金融・保険業	18,867 (23.0)	20,334 (23.2)	1,467
不動産業	230 (0.2)	216 (0.2)	▲13
サービス業	9,446 (11.5)	9,811 (11.2)	364
地方公共団体	16,182 (19.8)	16,936 (19.3)	753
その他	20,316 (24.8)	23,141 (26.4)	2,825
合 計	81,691 (100.0)	87,487 (100.0)	5,795

注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
農業	2,175	2,149	▲26
穀作	422	386	▲36
野菜・園芸	339	321	▲18
果樹・樹園農業	304	299	▲5
工芸作物	135	118	▲17
養豚・肉牛・酪農	496	513	17
養鶏・養卵	102	105	3
養蚕	－	－	－
その他農業	376	406	30
農業関連団体等	－	－	－
合 計	2,175	2,149	▲26

(注)

- 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に
関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
プロパー資金	742	719	▲23
農業制度資金	1,433	1,429	▲4
農業近代化資金	574	523	▲51
その他制度資金	858	906	48
合 計	2,175	2,149	▲26

注)

- プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制
度資金以外のものをいいます。
- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資する
もの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資す
るもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①
の転貸資金と②を対象としています。
- その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業
経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	－	－	－

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金
をいいます。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	前年度	360	52	88	219	360
	当年度	354	64	91	197	354
危険債権	前年度	404	79	305	3	387
	当年度	382	89	286	3	378
要管理債権	前年度	－	－	－	－	－
	当年度	－	－	－	－	－
三月以上 延滞債権	前年度	－	－	－	－	－
	当年度	－	－	－	－	－
貸出条件 緩和債権	前年度	－	－	－	－	－
	当年度	－	－	－	－	－
小 計	前年度	765	132	393	222	748
	当年度	736	153	377	201	733
正常債権	前年度	81,025				
	当年度	86,836				
合 計	前年度	81,791				
	当年度	87,573				

注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する
債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができ
ない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債
権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者
に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率

	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.26%	0.25%	▲ 0.01%
資本経常利益率	5.80%	5.46%	▲ 0.34%
総資産当期純利益率	0.07%	0.15%	0.08%
資本当期純利益率	1.49%	3.31%	1.82%

▼貯貸率・貯証率

		令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
貯貸率	期末	16.55%	17.84%	1.29%
	期中平均	16.18%	17.26%	1.08%
貯証率	期末	12.03%	11.70%	▲ 0.33%
	期中平均	12.88%	12.79%	▲ 0.09%

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	3		3	3	3	3		3	3
(うち信用事業)	(3)	(3)		(3)	(3)	(3)	(3)		(3)	(3)
(うち購買事業)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
(うち販売事業)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)		(0)	(0)
(うちその他)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(－)		(0)	(－)
個別貸倒引当金	273	231	23	250	231	231	208	7	224	208
(うち信用事業)	(261)	(222)	(23)	(238)	(222)	(222)	(201)	(6)	(215)	(201)
(うち購買事業)	(12)	(7)	(－)	(12)	(7)	(7)	(6)	(0)	(7)	(6)
(うち販売事業)	(0)	(1)	(－)	(0)	(1)	(1)	(0)	(－)	(0)	(0)
合 計	277	234	23	254	234	234	212	7	227	212

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	2	－

注) 金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の金額です。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	173,918	626,951	171,057	618,985
	金 額	100,832,323	161,764,406	119,533,618	178,596,775
代金取立為替	件 数	3	3	9	4
	金 額	3,531	2,162	16,477	232
雑為替	件 数	18,934	16,497	17,556	15,491
	金 額	12,344,640	27,903,426	12,798,972	24,547,100
合 計	件 数	192,855	643,451	188,622	634,480
	金 額	113,180,495	189,669,994	132,349,068	203,144,109

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	10,570	10,935	365
地方債	7,528	8,983	1,454
政府保証債	599	599	▲ 0
社 債	30,036	28,096	▲ 1,939
株 式	134	227	92
その他の証券	14,912	14,457	▲ 455
合 計	63,782	63,299	▲ 482

注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
令和5年度								
国債	－	－	1,000	－	488	7,758	－	9,247
地方債	－	－	757	205	512	6,677	－	8,152
政府保証債	－	－	－	－	106	514	－	620
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	602	4,050	2,538	1,481	4,177	13,906	994	27,752
株式	－	－	－	－	－	－	258	258
その他の証券	89	1,673	2,691	3,397	929	－	4,565	13,346
令和6年度								
国債	－	1,000	－	－	3,280	5,545	－	9,825
地方債	－	460	417	－	3,981	4,116	－	8,976
政府保証債	－	－	－	－	294	285	－	579
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,302	3,409	2,351	1,513	4,597	12,421	－	25,596
株式	－	－	－	－	－	－	267	267
その他の証券	－	2,508	3,006	2,289	－	－	4,333	12,138

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額
売買目的有価証券	－	－	－	－

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差額	貸借対照表計上額	時 価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	1,000,000	1,068,500	68,500	1,000,000	1,033,400	33,400
	地方債	110,893	119,665	8,772	81,642	85,677	4,035
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	400,000	412,520	12,520	400,000	403,800	3,800
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	1,510,893	1,600,685	89,792	1,481,642	1,522,877	41,235
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金融債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	－	－	－	－	－	－
合 計		1,510,893	1,600,685	89,792	1,481,642	1,522,877	41,235

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	株式	236,019	144,056	91,962	154,849	106,324	48,525
	国債	2,105,100	2,014,544	90,555	－	－	－
	地方債	3,587,656	3,422,951	164,704	801,628	791,295	10,332
	政府保証債	620,440	599,661	20,778	100,110	100,000	110
	社債	10,409,731	10,124,674	285,057	5,566,520	5,498,547	67,972
	その他の証券	2,425,796	1,895,776	530,020	1,181,807	911,667	270,139
	小 計	19,384,743	18,201,664	1,183,079	7,804,915	7,407,835	397,080
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	株式	22,709	23,157	▲ 448	112,285	119,694	▲ 7,409
	国債	6,141,920	7,188,900	▲ 1,046,980	8,825,550	10,272,088	▲ 1,446,538
	地方債	4,454,437	4,642,016	▲ 187,579	8,092,731	8,724,068	▲ 631,336
	政府保証債	－	－	－	479,430	499,691	▲ 20,261
	社債	16,943,106	17,897,239	▲ 954,133	19,629,732	21,557,964	▲ 1,928,231
	その他の証券	10,920,882	12,485,648	▲ 1,564,766	10,956,367	13,363,631	▲ 2,407,263
	小 計	38,483,055	42,236,963	▲ 3,753,908	48,096,097	54,537,138	▲ 6,441,040
合 計		57,867,799	60,438,628	▲ 2,570,828	55,901,013	61,944,974	▲ 6,043,960

(2) 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	－	－	－	－

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和 5 年度					令和 6 年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	令和 5 年度					令和 6 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	5,103,028	5,177,110	▲ 74,082	38,380	▲ 112,463	5,730,073	5,857,009	▲ 126,936	70,995	▲ 197,931

注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

(3) デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

●預かり資産の状況

(1) 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	62,377	102,585

注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

(2) 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和 5 年度	令和 6 年度
残高有り投資信託 口座数	168	327

●共済取扱実績

▼長期共済保有高

(単位：件、千円)

	種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	37,436	286,827,509	37,036	270,510,494
	定期生命共済	562	6,057,100	708	7,535,300
	養老生命共済	11,544	64,011,744	10,244	54,176,502
	うちこども共済	7,121	26,442,048	6,850	23,829,476
	医療共済	25,136	4,113,050	24,952	3,804,800
	がん共済	6,738	1,164,000	6,786	1,129,000
	定期医療共済	952	2,204,800	887	2,095,800
	介護共済	1,924	4,541,436	2,128	5,037,637
	認知症共済	196		249	
	生活障害共済	974		1,111	
	特定重度疾病共済	1,688		1,906	
	年金共済	20,735	155,300	20,277	142,700
	建物更生共済	53,678	641,041,029	53,088	636,230,345
	合 計	161,563	1,010,115,970	159,372	980,662,580

▼医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	25,136	98,052	24,952	86,427
		2,400,377		2,678,226
がん共済	6,738	40,196	6,786	40,254
定期医療共済	952	4,790	887	4,467
合 計	32,826	143,039	32,625	131,149
		2,400,377		2,678,226

注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額である。

▼介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,924	5,986,589	2,128	6,766,522
認知症共済	196	325,800	249	396,800
生活障害共済（一時金型）	694	4,607,100	806	5,385,000
生活障害共済（定期年金型）	280	263,100	305	281,500
特定重度疾病共済	1,688	2,558,800	1,906	2,867,000

▼年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	16,334	8,265,449	15,879	7,962,981
年金開始後	4,401	2,155,857	4,398	2,133,220
合 計	20,735	10,421,307	20,277	10,096,202

▼短期共済新契約高

(単位：件、千円)

	令和 5 年度			令和 6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,767	34,008,850	32,802	2,669	32,703,200	31,985
自動車共済	33,843		1,595,855	33,901		1,628,203
傷害共済	23,004	73,341,200	4,063	24,754	80,035,300	3,876
団体定期生命共済	851	831,400	2,009	785	805,900	1,553
定額定期生命共済	1	4,000	39	1	4,000	39
賠償責任共済	503		955	532		971
自賠責共済	18,867		314,343	19,121		318,315
合 計	79,836		1,950,069	81,763		1,984,945

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	668,763	103,735	621,859	86,490
	農薬	493,941	69,535	479,456	64,280
	包装資材	102,851	13,750	96,538	12,326
	保温資材	28,842	3,494	38,570	3,257
	その他生産資材	289,848	39,180	347,436	42,947
	農業機械	515,778	80,369	504,197	79,121
	飼料	821,861	18,816	731,687	18,106
	畜産資材	554,284	3,520	517,404	3,384
	小 計	3,476,171	332,403	3,337,151	309,915
生活物資	精米	188,305	38,840	308,516	68,276
	生鮮食品	253,593	30,068	228,437	28,399
	一般食品	267,866	42,175	226,329	45,389
	酒	15,349	2,269	7,414	1,179
	日用雑貨	19,372	2,378	10,333	1,135
	衣料品	11,910	2,086	10,322	1,847
	テレショップ	52,317	2,628	49,062	2,433
	耐久消費財	151,647	18,754	130,697	15,834
	その他生活物資	85,208	16,505	69,947	13,097
	LPGガス	196,276	123,398	162,649	111,236
	石油類	328,259	31,235	327,798	31,919
	自動車	3,282	19	1,614	10
	葬祭	475,246	154,294	432,100	140,446
	小 計	2,048,634	464,657	1,965,222	461,205
合 計		5,524,805	797,060	5,302,373	771,121

注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		779,465	28,955	841,914	30,978
米を除く農林産物	麦	101,409	8,040	68,472	9,047
	雑穀・豆類	20,376	3,696	29,377	9,341
	野 菜	464,527	7,899	452,339	8,490
	果 実	2,529,862	49,435	2,198,883	42,791
	茶	116,310	1,137	113,612	1,098
	花き・花木	588,274	11,765	549,870	10,997
	ファーマーズ他	610,473	89,456	630,447	93,171
	小 計	4,431,233	171,430	4,043,002	174,938
畜産物	肉 用 牛	1,655,408	7,896	1,809,347	8,654
	肉 豚	619,023	4,022	633,482	4,078
	家畜（子牛）	11,345	113	9,857	98
	小 計	2,285,776	12,032	2,452,686	12,831
合 計		7,496,476	212,417	7,337,603	218,747

注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
米を除く農林産物		47,216	38,283	46,443	37,434
加工品		39,952	35,175	13,584	10,301
合 計		87,168	73,458	60,028	47,736

(注)「販売事業（買取販売）品別取扱実績」にかかる諸数値については、自家消費取引等を控除する前の残高を表示しております。

■18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目		令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		22,509,971	23,073,986
うち、出資金及び資本準備金の額		6,367,916	6,276,087
うち、再評価積立金の額		－	－
うち、利益剰余金の額		16,477,513	17,165,865
うち、外部流出予定額 (△)		254,125	271,655
うち、上記以外に該当するものの額		▲81,332	▲96,311
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		3,376	3,549
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		3,376	3,549
うち、適格引当金コア資本算入額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		22,513,348	23,077,535
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		14,978	13,587
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		14,978	13,587
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		14,978	13,587
自己資本			
自己資本の額 ((イ) － (ロ))		(ハ) 22,498,370	23,063,948
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		163,286,524	167,817,394
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)			－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			－
勘定間の振替分			－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		12,606,291	3,515,116
信用リスク・アセット調整額		－	
フロア調整額			－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		175,892,816	171,332,510
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) ／ (ニ))		12.79%	13.46%

注)
1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)			
信用リスク・アセット		令和 5 年度	
		エクスポージャーの 期末残高	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		1,631,038	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		10,218,566	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—
国際決済銀行等向け		—	—
我が国の地方公共団体向け		24,395,908	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—
国際開発銀行向け		—	—
地方公共団体金融機構向け		500,037	50,003
我が国の政府関係機関向け		6,424,734	582,307
地方三公社向け		2,208,598	240,819
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		352,880,566	70,576,113
法人等向け		27,073,510	11,853,041
中小企業等向け及び個人向け		16,192,272	5,490,426
抵当権付住宅ローン		18,298,930	5,305,417
不動産取得等事業向け		—	—
三月以上延滞等		243,620	63,109
取立未済手形		164,364	32,872
信用保証協会等保証付		10,246,339	1,006,301
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—
共済約款貸付		—	—
出資等		4,849,054	4,849,054
(うち出資等のエクスポージャー)		4,849,054	4,849,054
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—
上記以外		31,906,268	54,821,045
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		1,004,634	2,511,586
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		14,293,250	35,733,125
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		2,885,475	4,328,213
(うち上記以外のエクスポージャー)		13,722,908	12,248,121
証券化		—	—
(うち S T C 要件適用分)		—	—
(うち非 S T C 適用分)		—	—
再証券化		—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		15,783,858	8,416,011
(うちルックスルー方式)		15,783,858	8,416,011
(うちマンドート方式)		—	—
(うち蓋然性方式 250 %)		—	—
(うち蓋然性方式 400 %)		—	—
(うちフォールバック方式)		—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		523,017,667	163,286,524
C V A リスク相当額 ÷ 8 %		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		523,017,667	163,286,524
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	12,606,291		504,251
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	175,892,816		7,035,712

注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150 % になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等) ・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
< オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法 (基礎的手法) >
(粗利益 (正の値の場合に限る) × 15 %) の直近 3 年間の合計額 ÷ 8 %
直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)			
信用リスク・アセット		令和 6 年度	
		エクスポージャーの 期末残高	所要自己資本額 b=a × 4 %
現金		1,267,718	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		11,619,170	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—
国際決済銀行等向け		—	—
我が国の地方公共団体向け		26,566,668	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—
国際開発銀行向け		—	—
地方公共団体金融機構向け		400,026	40,002
我が国の政府関係機関向け		6,331,188	572,952
地方三公社向け		2,264,839	252,074
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		343,983,493	71,224,365
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		2,107,596	592,105
カバード・ボンド向け		—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		24,761,864	10,021,135
(うち特定貸付債権向け)		—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,749,256	1,529,043
(うちトランザクター向け)		19,990	8,995
不動産関連向け		35,794,392	10,720,885
(うち自己居住用不動産等向け)		35,731,260	10,676,090
(うち賃貸用不動産向け)		63,131	44,795
(うち事業用不動産関連向け)		—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—
(うち ADC 向け)		—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		1,507,737	1,507,737
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)		211,337	56,634
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,691	1,691
取立未済手形		59,205	11,841
信用保証協会等による保証付		10,131,828	987,601
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—
株式等		3,959,838	3,959,838
共済約款貸付		—	—
上記以外		32,275,321	57,441,815
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		302,892	757,231
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		15,087,503	37,718,758
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		55,307	138,269
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)		4,010,258	6,015,388
(うち上記以外のエクスポージャー)		12,819,358	12,812,166



証券化	－	－	－
（うちS T C要件適用分）	－	－	－
（短期S T C要件適用分）	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,436,393	9,489,775	379,591
（うちルックスルー方式）	16,436,393	9,489,775	379,591
（うちマンドート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250％）	－	－	－
（うち蓋然性方式400％）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	522,321,972	167,817,394	6,712,695
C V Aリスク相当額÷ 8％ （簡便法）	－	－	－
中央清算期間関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	522,321,972	167,817,394	6,712,695
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の 合計額を 8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a × 4％	
	－	－	－
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a × 4％	
	3,515,116	140,604	
所要自己資本額	リスク・アセット等 （分母）合計 a	所要自己資本額 b=a × 4％	
	171,332,510	6,853,300	

（3）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要（単位：千円）

	令和 6 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8％で除して得た額	3,515,116
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	140,604
BI	2,343,410
BIC	281,209

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

（1）標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共 部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャ	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エクス ポージャー
地域別残高計	国内	507,233,808	81,791,400	47,486,344	-	243,620	505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	213,028
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		507,233,808	81,791,400	47,486,344	-	243,620	505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	213,028
法人	農業	631,794	631,794	-	-	-	661,375	661,375	-	-	-
	林業	15,665	15,665	-	-	-	12,460	12,460	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,547,876	-	1,503,257	-	-	1,389,324	-	1,303,115	-	-
	鉱業	1,071	1,071	-	-	-	11,893	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	6,256,101	22,775	2,384,565	-	-	6,068,937	18,803	2,344,985	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	6,225,552	-	6,214,289	-	-	6,538,735	-	6,516,789	-	-
	運輸・通信業	6,945,019	-	6,911,004	-	-	7,234,785	-	7,211,674	-	-
	金融・保険業	370,777,060	17,542,409	10,958,421	-	-	364,804,129	20,054,247	9,461,915	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1,075,583	60,073	1,003,046	-	-	1,270,837	58,962	1,203,565	-	-
	日本国政府・ 地方公共団体	32,938,495	14,526,818	18,411,676	-	-	36,745,013	15,509,766	21,235,246	-	-
	上記以外	6,135,726	3,027,801	100,083	-	6,595	1,842,439	1,742,359	100,079	-	-
	個人	45,962,989	45,962,989	-	-	237,025	49,854,173	49,854,173	-	-	213,028
	その他	28,720,872	-	-	-	-	29,451,473	1,252,607	-	-	-
業種別残高計		507,233,808	81,791,400	47,486,344	-	243,620	505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	213,028
残存期間別残高計	1年以下	332,286,192	1,999,057	601,109	-		322,040,566	1,547,176	1,312,771	-	
	1年超3年以下	5,561,242	1,538,781	4,022,460	-		6,628,750	1,754,918	4,873,831	-	
	3年超5年以下	9,640,775	5,395,168	4,245,607	-		12,630,430	9,804,704	2,825,725	-	
	5年超7年以下	9,753,402	8,049,322	1,704,079	-		4,639,732	3,040,353	1,599,379	-	
	7年超10年以下	11,171,988	3,875,077	5,291,779	-		18,501,746	3,387,982	12,605,933	-	
	10年超	91,138,724	47,993,992	30,616,673	-		91,202,595	51,508,664	26,159,732	-	
	期限の定めのないもの	46,681,481	12,940,000	1,004,634	-		50,241,757	18,120,956	-	-	
残存期間別残高計		507,233,808	81,791,400	47,486,344	-		505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	

- 注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3,298	3,376		3,298	3,376	3,376	3,549		3,376	3,549
(うち信用事業)	(3,229)	(3,309)		(3,229)	(3,309)	(3,309)	(3,484)		(3,309)	(3,484)
(うち購買事業)	(67)	(66)		(67)	(66)	(66)	(63)		(66)	(63)
(うち販売事業)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(0)		(1)	(0)
(うちその他)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(-)		(0)	(-)
個別貸倒引当金	273,910	231,322	23,190	250,719	231,322	231,322	208,537	7,261	224,061	208,537
(うち信用事業)	(261,298)	(222,525)	(23,184)	(238,113)	(222,525)	(222,525)	(201,345)	(6,962)	(215,563)	(201,345)
(うち購買事業)	(12,100)	(7,924)	(5)	(12,095)	(7,924)	(7,924)	(6,947)	(299)	(7,625)	(6,947)
(うち販売事業)	(510)	(872)	(-)	(510)	(872)	(872)	(243)	(-)	(872)	(243)

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和5年度						令和6年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
	国内	273,910	231,322	23,190	250,719	231,322		231,322	208,537	7,261	224,061	208,537	
	国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		273,910	231,322	23,190	250,719	231,322		231,322	208,537	7,261	224,061	208,537	
法人	農業	12,505	-	-	12,505	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・ 小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	29,874	8,796	-	29,874	8,796	-	8,796	7,191	-	8,796	7,191	-
個 人		231,530	222,525	23,190	208,340	222,525	2,471	222,525	201,345	7,261	215,265	201,345	-
業種別計		273,910	231,322	23,190	250,719	231,322	2,471	231,322	208,537	7,261	224,061	208,537	-



(5) 信用リスク・アセット残高内訳表
[令和6年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,267,718	-	1,267,718	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	11,619,170	-	11,619,170	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	26,566,668	-	26,566,668	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	400,026	-	400,026	-	40,002	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	6,331,188	-	6,331,188	-	572,952	9
地方三公社向け	20	2,264,839	-	2,264,530	-	252,074	11
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20～150	343,983,493	-	343,983,493	-	71,224,365	21
(うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け)	20～150	2,107,596	-	2,107,596	-	592,105	28
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	24,761,864	-	24,761,864	-	10,021,135	40
(うち特定貸付債権向け)	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,384,161	3,233,919	3,925,776	323,392	1,529,043	36
(うちトランザクター向け)	45	-	199,900	-	19,990	8,995	45
不動産関連向け	20～150	35,794,392	-	35,665,666	-	10,720,885	30
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75	35,731,260	-	35,604,273	-	10,676,090	30
(うち賃貸用不動産向け)	30～150	63,131	-	61,393	-	44,795	73
(うち事業用不動産関連向け)	70～150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うち ADC 向け)	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	1,507,737	-	1,507,737	-	1,507,737	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを 除く。）	50～150	51,694	-	51,694	-	56,634	110
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	100	1,691	-	1,691	-	1,691	100
取立未済手形	20	59,205	-	59,205	-	11,841	20
信用保証協会等による保証付	0～10	10,131,196	6,322	9,875,376	632	987,601	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	3,959,838	-	3,959,838	-	3,959,838	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	32,268,129	-	32,268,129	-	57,441,815	178
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部 TLAC 関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	302,892	-	302,892	-	757,231	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー)	250	15,087,503	-	15,087,503	-	37,718,758	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー)	250	55,307	-	55,307	-	138,269	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係るエクスポージャー)	150	4,010,258	-	4,010,258	-	6,015,388	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	12,812,166	-	12,812,166	-	12,812,166	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-

(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	-	16,436,393	-	16,436,393	-	9,489,775	58
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも のの額 (△)	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	167,817,394	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。



(6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度] (単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,619,170		-		-		-		-		-		11,619,170
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	26,566,668		-		-		-		-		-		26,566,668
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-
地方公共団体金融機構向け	-		400,026		-		-		-		-		400,026
我が国の政府関係機関向け	601,666		5,729,522		-		-		-		-		6,331,188
地方三公社向け	1,004,160		-		1,260,370		-		-		-		2,264,530
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	319,706,824		24,276,668		-		-		-		-		343,983,493
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	401,729		1,705,866		-		-		-		-		2,107,596
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9,207,825		13,943,836		1,610,202		-		-		-		24,761,864
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-		-
	100%			150%			250%			400%			合計
劣後債権及びその他資本性証券等	-			1,507,737			-			-			1,507,737
株式等	-			-			3,959,838			-			3,959,838
	45%				75%				100%				合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,990				917,701				156,224				4,249,169
（うちトランザクター向け）	19,990				-				-				19,990
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5,479,156		-		-		-		10,154,072		-		35,604,273
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-		-		-		-		43,707		-		61,393
	70%			90%			110%			112.50%			合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-			-			-			-			-
	60%							その他					合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-							-					-
	100%					150%					その他		合計
不動産関連向け うちA D C向け	-					-					-		-
	50%				100%				150%				合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,394				23,026				19,273				51,694
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-				1,691				-				1,691
	0%			10%			20%			100%			合計
現金	1,267,718			-			-			-			1,267,718
取立未済手形	-			-			59,205			-			59,205
信用保証協会等による保証付	-			9,872,256			-			-			9,876,008
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-			-			-			-			-
共済約款貸付	-			-			-			-			-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和５年度については、記載しておりません。



(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和５年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	39,142,692	39,142,692
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	16,386,118	16,386,118
	リスク・ウェイト20%	8,805,525	373,793,246	382,598,772
	リスク・ウェイト35%	-	11,191,721	11,191,721
	リスク・ウェイト50%	16,352,096	185,293	16,537,389
	リスク・ウェイト75%	-	4,475,987	4,475,987
	リスク・ウェイト100%	1,811,527	16,880,792	18,692,319
	リスク・ウェイト150%	-	2,910,922	2,910,922
	リスク・ウェイト250%	-	15,297,884	15,297,884
	その他	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-
計		26,969,148	480,264,659	507,233,808

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和６年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	447,243,474	6,322	10%	446,428,598
40%～ 70%	14,007,920	199,900	10%	14,027,794
75%	6,059,461	2,934,024	10%	6,328,294
80%	-	-	10%	-
85%	80,366	-	-	80,366
90%～ 100%	181,390	130	10%	180,942
105%～ 130%	17,686	-	-	17,686
150%	1,527,011	-	12%	1,527,011
250%	3,959,838	-	-	3,959,838
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	7,737	99,863	10%	15,140
合計	473,084,887	3,240,241	10%	472,565,672

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCF の加重平均値」の追加等を行っております。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A- または A3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	601,656	－
地方三公社向け	－	1,004,194	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	79,091	11,124,730	－
抵当権付住宅ローン	－	7,021,477	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	48,000	1,780,303	－
合 計	127,091	21,532,361	－

注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	601,666	－
地方三公社向け	－	1,004,160	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	91,271	2,963,388	－
自己居住用不動産等向け	－	21,583,681	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	91,271	26,152,896	－

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項
当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、主に事務リスク、法務リスク、システムリスクなどがこれにあたります。

当JAでは、事務リスク、法務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるようにしています。

○BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

○ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

・該当ありません。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

・該当ありません。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	15,126,330	15,126,330	15,125,406	15,125,406
合計	15,126,330	15,126,330	15,125,406	15,125,406

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
91,962	448	48,525	7,409

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	15,783,858	16,436,393
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少しないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

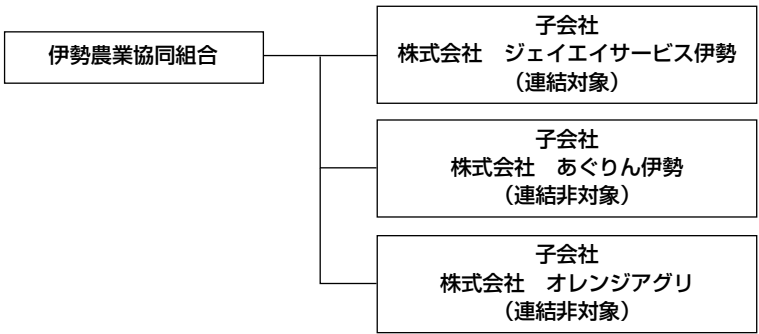
IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,984	5,648	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	144	35
3	スティープ化	5,523	6,792		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	176		
6	短期金利低下	2,245	1,684		
7	最大値	5,523	6,792	144	35
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,063		22,498	

■19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

伊勢農業協同組合のグループは、当組合および子会社3社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



当組合の子会社、株式会社あぐりん伊勢及び株式会社オレンジアグリについては、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名称	株式会社 ジェイエイサービス伊勢	株式会社 あぐりん伊勢	株式会社 オレンジアグリ
主たる事務所の所在地	三重県度会郡玉城町佐田130番地	三重県伊勢市小俣町明野878番地1	三重県南牟婁郡御浜町下市木2281番地の2
資本金	20,050千円	8,000千円	5,000千円
事業の内容	損害保険代理業、給油所事業、 自動車の販売並びに整備、 LP ガス事業	農畜産物の生産販売（農業経営）、 農作業の受託・請負、 新規就農研修事業	農畜産物の生産販売（農業経営）、 農作業の受託・請負、 新規就農研修事業
設立年月日	平成16年7月7日	平成24年4月2日	平成27年10月1日
組合議決権保有割合	53.8%	100.0%	100.0%
組合グループ議決権保有割合	－	－	－

注）「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

■20. 直近の事業年度における連結事業の概況

●連結事業概況（令和6年度）

(1) 事業の概況

令和6年度の当組合の連結決算は、子会社1社（株式会社 ジェイエイサービス伊勢）を連結しています。

連結決算の内容は、純資産の額21,304,223千円、総資産額520,803,032千円、事業総利益7,054,331千円、事業利益1,187,892千円、経常利益1,428,213千円、当期剰余金838,704千円となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

- ・株式会社 ジェイエイサービス伊勢

当社は、損害保険代理業・給油所事業・自動車の販売並びに整備・LP ガス事業を営み、売上高5,275,845千円、経常利益97,850千円、当期利益61,687千円となりました。



■21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益	16,968	14,869	15,560	16,037	16,529
信用事業収益	4,190	4,084	4,218	4,304	4,707
共済事業収益	2,216	2,150	1,996	1,921	1,883
農業関連事業収益	4,657	3,080	3,235	3,270	3,108
その他事業収益	5,904	5,554	6,109	6,541	6,830
連結経常利益	1,539	1,522	1,495	1,449	1,428
連結当期利益	1,116	987	956	391	867
連結純資産額	25,432	25,331	23,906	23,322	21,304
連結総資産額	502,752	519,140	521,906	524,655	520,803
連結自己資本比率	11.97%	12.00%	12.52%	12.93%	13.73%

注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

■22. 直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和5年度	令和6年度	負債・純資産の部	令和5年度	令和6年度
1 信用事業資産	493,716,118	488,589,996	1 信用事業負債	493,854,947	491,506,322
(1) 現金	1,642,036	2,003,398	(1) 貯金	492,597,281	489,243,965
(2) 預金	345,188,589	335,225,953	(2) 借入金	66,923	49,708
(3) 金銭の信託	5,103,028	5,730,073	(3) その他の信用事業負債	1,190,742	2,212,648
(4) 有価証券	59,378,692	57,382,656	2 共済事業負債	1,834,096	1,737,837
(5) 貸出金	81,691,184	87,487,118	(1) 共済資金	1,209,256	1,111,864
(6) その他の信用事業資産	938,422	965,625	(2) その他の共済事業負債	624,839	625,973
(7) 貸倒引当金	▲ 225,835	▲ 204,830	3 経済事業負債	2,028,736	2,166,556
2 共済事業資産	7,350	5,081	(1) 支払手形及び経済事業未払金	929,832	954,797
(1) その他の共済事業資産	7,350	5,081	(2) その他の経済事業負債	1,098,904	1,211,759
3 経済事業資産	3,151,340	3,114,754	4 雑負債	1,028,395	1,703,626
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,647,450	1,550,672	(1) 未払法人税等	207,831	196,742
(2) 棚卸資産	616,083	583,279	(2) リース債務	—	765,000
(3) その他の経済事業資産	901,348	991,269	(3) 資産除去債務	99,734	99,853
(4) 貸倒引当金	▲ 13,542	▲ 10,467	(4) その他の負債	720,829	642,031
4 雑資産	717,513	661,384	5 諸引当金	1,658,530	1,484,112
(1) 雑資産	717,513	661,384	(1) 賞与引当金	238,488	238,620
(2) 貸倒引当金	▲ 0	—	(2) 退職給付に係る負債	1,011,462	860,943
5 固定資産	10,520,409	10,911,047	(3) 役員退職慰労引当金	43,598	52,149
(1) 有形固定資産	10,499,827	10,892,191	(4) 特例業務負担金引当金	364,982	332,399
建物	12,684,877	12,752,727	6 再評価に係る繰延税金負債	928,481	900,352
構築物	1,223,575	1,224,960	負債の部合計	501,333,187	499,498,808
機械装置	2,639,928	2,476,986	1 組合員資本	23,101,264	23,714,973
土地	7,215,906	6,975,047	(1) 出資金	6,367,916	6,276,087
リース資産	—	760,000	(2) 利益剰余金	16,814,733	17,535,251
その他の有形固定資産	1,169,645	1,160,799	(3) 処分未済持分	▲ 81,332	▲ 96,311
減価償却累計額	▲ 14,434,106	▲ 14,458,329	(4) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 53	▲ 53
(2) 無形固定資産	20,582	18,855	2 評価・換算差額等	▲ 76,885	▲ 2,736,517
6 外部出資	15,116,385	15,115,461	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,898,604	▲ 4,451,295
(1) 外部出資	15,116,385	15,115,461	(2) 土地再評価差額金	1,727,964	1,569,236
7 繰延税金資産	1,426,695	2,405,305	(3) 退職給付に係る調整累計額	93,755	145,541
			3 非支配株主持分	298,246	325,767
			純資産の部合計	23,322,625	21,304,223
資産の部合計	524,655,813	520,803,032	負債及び純資産の部合計	524,655,813	520,803,032

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業総利益	7,127,568	7,054,331	(7) 販売事業収益	364,178	338,382
(1) 信用事業収益	4,304,444	4,707,224	販売品販売高	86,668	59,818
資金運用収益	3,631,654	3,914,568	販売手数料	212,417	218,747
(うち預金利息)	(1,841,343)	(1,946,496)	その他の収益	65,093	59,815
(うち有価証券利息)	(686,253)	(790,914)	(8) 販売事業費用	114,640	95,044
(うち貸出金利息)	(744,855)	(799,537)	販売品販売原価	73,055	47,587
(うちその他受入利息)	(359,202)	(377,619)	その他の費用	41,584	47,456
役務取引等収益	129,455	138,102	販売事業総利益	249,538	243,338
その他事業直接収益	185,579	316,383	(9) その他事業収益	1,242,391	1,126,727
その他経常収益	357,755	338,170	(10) その他事業費用	1,004,974	961,364
(2) 信用事業費用	733,127	1,182,233	その他事業総利益	237,417	165,363
資金調達費用	231,043	452,831	2 事業管理費	5,907,959	5,866,438
(うち貯金利息)	(222,876)	(443,470)	(1) 人件費	4,256,668	4,188,038
(うち給付補填備金繰入)	(2,870)	(2,249)	(2) その他事業管理費	1,651,290	1,678,399
(うち借入金利息)	(602)	(502)	事業利益	1,219,609	1,187,892
(うちその他支払利息)	(4,694)	(6,608)	3 事業外収益	245,174	250,440
役務取引等費用	51,914	54,522	(1) 受取雑利息	1,259	725
その他事業直接費用	207,109	415,544	(2) 受取出資配当金	153,805	156,031
その他経常費用	243,059	259,335	(3) その他の事業外収益	90,108	93,683
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 15,507)	(▲ 14,042)	4 事業外費用	15,711	10,119
(うち貸出金償却)	(2,465)	(—)	(1) その他の事業外費用	15,711	10,119
信用事業総利益	3,571,317	3,524,990	経常利益	1,449,071	1,428,213
(3) 共済事業収益	1,921,729	1,883,022	5 特別利益	82,220	39,762
共済付加収入	1,812,619	1,751,650	(1) 固定資産処分益	53,245	12,629
その他の収益	109,110	131,372	(2) その他の特別利益	28,974	27,132
(4) 共済事業費用	122,216	106,267	6 特別損失	892,178	351,355
共済推進費及び共済保全費	122,216	106,267	(1) 固定資産処分損	21,480	17,574
その他の費用	—	0	(2) 減損損失	841,630	306,727
共済事業総利益	1,799,512	1,776,755	(3) その他の特別損失	29,068	27,053
(5) 購買事業収益	8,204,622	8,474,124	税金等調整前当期利益	639,112	1,116,620
購買品供給高	7,620,157	7,813,555	法人税、住民税及び事業税	295,750	294,672
購買手数料	320,367	390,856	法人税等調整額	▲ 48,234	▲ 45,282
その他の収益	264,097	269,711	法人税等合計	247,516	249,390
(6) 購買事業費用	6,934,840	7,130,240	当期利益	391,595	867,230
購買品供給原価	6,663,835	6,854,583	非支配株主に帰属する当期利益	14,101	28,525
購買品供給費	25,542	25,494	当期剰余金	377,494	838,704
その他の費用	245,462	250,161			
購買事業総利益	1,269,781	1,343,883			



●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	639,112	1,116,620
減価償却費	164,514	200,690
減損損失	842,117	306,551
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	▲ 41,602	▲ 24,079
賞与引当金の増減額 (△は減少)	▲ 3,295	132
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	▲ 88,411	▲ 77,384
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8,544	8,551
特例業務負担金引当金の増減額 (△は減少)	▲ 58,106	▲ 32,583
信用事業資金運用収益	▲ 3,625,033	▲ 3,903,465
信用事業資金調達費用	231,043	452,831
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 155,065	▲ 156,757
有価証券関係損益 (△は益)	14,909	37,819
固定資産売却損益 (△は益)	▲ 31,765	4,945
固定資産圧縮損 (△は益)	28,955	27,053
その他の損益 (△は益)	91,618	97,231
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	▲ 6,606,410	▲ 5,795,933
預金の純増 (△) 減	3,000,000	10,500,000
貯金の純増減 (△)	3,214,886	▲ 3,353,315
信用事業借入金の純増減 (△)	▲ 17,769	▲ 17,215
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	▲ 55,437	293,258
その他の信用事業負債の純増減 (△)	211,751	915,395
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減 (△)	124,080	▲ 97,391
未経過共済付加収入の純増減 (△)	4,660	1,133
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	3,011	2,268
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	▲ 70,408	96,777
経済受託債権の純増 (△) 減	▲ 61,299	▲ 98,430
棚卸資産の純増 (△) 減	45,229	32,803
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	66,501	24,964
経済受託債務の純増減 (△)	13,516	121,047
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	11,981	8,509
その他の経済事業負債の純増減 (△)	8,072	▲ 8,192
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	149,042	119,102
その他の負債の純増減 (△)	▲ 41,542	▲ 100,164
未収消費税等還付金の純増 (△) 減	-	▲ 62,973
未払消費税等の純増減 (△)	4,471	2,831
信用事業資金運用による収入	3,593,432	3,828,784
信用事業資金調達による支出	▲ 235,391	▲ 346,218
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲ 209,164	▲ 191,868
小 計	1,170,748	3,933,334
雑利息及び出資配当金の受取額	155,065	156,757
法人税等の支払額	▲ 262,561	▲ 302,571
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,063,252	3,787,519



(単位：千円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 9,841,770	▲ 11,307,986
有価証券の売却による収入	10,297,153	9,090,930
有価証券の償還による収入	521,432	423,866
金銭の信託の増加による支出	▲ 1,442,465	▲ 690,150
金銭の信託の減少による収入	62,895	10,251
補助金の受入れによる収入	23,963	27,053
固定資産の取得による支出	▲ 226,790	▲ 290,907
固定資産の処分による収入	141,907	▲ 4,919
リース資産の取得による支出	-	▲ 760,000
外部出資による支出	▲ 920	▲ 90
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 464,594	▲ 3,501,952
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の増加による収入	-	820,000
リース債務の返済による支出	-	▲ 55,000
出資の増額による収入	319,583	293,596
出資の払戻しによる支出	▲ 320,720	▲ 382,263
持分の取得による支出	▲ 69,382	▲ 81,332
持分の譲渡による収入	69,382	81,332
出資配当金の支払額	▲ 62,282	▲ 62,167
非支配株主への配当金支払額	▲ 1,005	▲ 1,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 64,424	613,159
4 現金及び現金同等物の増加額	534,233	898,726
5 現金及び現金同等物の期首残高	5,394,392	5,928,626
6 現金及び現金同等物の期末残高	5,928,626	6,827,352



●連結注記表等
《令和5年度》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等・・・１社
株式会社ジェイエイサービス伊勢
- ・非連結子会社・子法人等・・・２社
株式会社あぐりん伊勢
株式会社オレンシアグリ

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
３月末日 １社
- ・連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

3 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

4 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

- ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	346,830,626 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	340,902,000 千円
現金及び現金同等物	5,928,626 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記 1 の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 販売品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (4) 販売品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (5) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、1,000 万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3 年間の貸倒実績率の過去 3 算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上してい

ます。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦農業経営事業

安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧旅行事業

利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑨介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑩指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「Q」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- (2) 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「J A 共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。
- (3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。
- (4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

III 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 841,630 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報



資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年12月に作成した事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,822,406千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)	
種 類	圧縮額
建 物	479,772
構 築 物	176,933
機 械・装 置	1,055,306
土 地	87,540
車 輛 運 搬 具	7,696
工具・器具・備品	15,155

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)	
種 類	金 額
20年利付国債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 2,918千円

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は360,660千円、危険債権額は404,783千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、

債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は765,444千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。(1) 再評価を行った年月日 平成12年3月31日(2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,138,141千円(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

V 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。カントリーエレベータ、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
三重南紀営業柑橘G	農業関連事業施設	建物、土地	業務用 固定資産
三重南紀営業企画指導G	農業関連事業施設	土地	
三重南紀経済G	農業関連事業施設	土地	
三重南紀農機センター	農業関連事業施設	土地	
A C豊浜東	営業店舗	土地	
J A S阿曾	営業店舗	土地	
三重南紀L P Gセンター	営業店舗	器具備品、長期前払費用	
ひまわりデイサービス	営業店舗	建物、長期前払費用、土地	
みのりデイサービス	営業店舗	土地	
南島S S	営業店舗	車両運搬具	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	業務外 固定資産
伊勢市小俣町明野	賃貸固定資産	構築物	
志摩市阿児町国府字上ノ東	賃貸固定資産	土地	
志摩市志摩町和具字川辺	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鋸田字和田	賃貸固定資産	土地	
伊勢市小俣町明野	遊休資産	建物、構築物、機械装置、土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地	
伊勢市津村町	遊休資産	土地	
伊勢市御園町小林	遊休資産	建物、構築物、土地	
度会郡大紀町崎宮田	遊休資産	土地	
度会郡大紀町柏野	遊休資産	土地	

場 所	用 途	種 類	その他
度会郡南伊勢町伊勢路港道	遊休資産	建物、土地	業務外 固定資産
度会郡南伊勢町河内谷山口	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町神津佐下村	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡度会町麻加江	遊休資産	土地	
度会郡度会町臨出御所裏	遊休資産	土地	
鳥羽市浦村町字村内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長り山	遊休資産	土地	
志摩市志摩町片田字浦	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町国府字下ノ東	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字里中	遊休資産	土地	
志摩市阿児町立神字西配	遊休資産	建物、土地	
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字前浜	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字小坂	遊休資産	土地	
志摩市大王町波切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字丸木	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字志原	遊休資産	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産のうち農業関連事業施設については、土地の時価が著しく下落していると同時に、当該共用資産グループ及び関連する資産グループを含むより大きな単位において、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。営業店舗については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。また、業務外固定資産のうち、伊勢市大倉町、伊勢市小俣町明野、志摩市阿児町国府字上ノ東、志摩市志摩町和具字川辺、南牟婁郡紀宝町鋸田字和田については使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(単位：千円)

場所	減損損失額	建物	構築物	土地	その他
三重南紀営業農柑橘G	630,059	56,458	—	573,601	—
三重南紀営業企画指導G	24,882	—	—	24,882	—
三重南紀経済G	27,941	—	—	27,941	—
三重南紀農機センター	17,167	—	—	17,167	—
A C豊浜東	46	—	—	46	—
J A S阿曾	214	—	—	214	—
三重南紀L P Gセンター	219	—	—	—	219
ひまわりデイサービス	2,102	2,100	—	1	0
みのりデイサービス	1,009	—	—	1,009	—
南島S S	151	—	—	—	151
伊勢市大倉町	367	—	—	367	—
伊勢市小俣町明野	319	—	319	—	—
志摩市阿児町国府字上ノ東	125	—	—	125	—
志摩市志摩町和具字川辺	65	—	—	65	—
南牟婁郡紀宝町鋸田字和田	201	—	—	201	—
伊勢市小俣町明野	63,788	5,297	1,000	57,001	488
伊勢市村松町清水	1	—	—	1	—
伊勢市上野町大津野	122	—	—	122	—
伊勢市上野町上久保	51	—	—	51	—
伊勢市佐八町下条	58	—	—	58	—
伊勢市津村町	20	—	—	20	—
伊勢市御園町小林	61,175	10,660	126	50,388	—
度会郡大紀町崎宮田	359	—	—	359	—



(単位：千円)					
場所	減損損失額	建物	構築物	土地	その他
度会郡大紀町柏野	119	-	-	119	-
度会郡南伊勢町伊勢路港道	4,529	2,570	-	1,958	-
度会郡南伊勢町河内谷山口	145	-	-	145	-
度会郡南伊勢町神津佐下村	188	-	-	188	-
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	40	-	-	40	-
度会郡度会町中之郷字親原	148	-	-	148	-
度会郡度会町麻加江	260	-	-	260	-
度会郡度会町臨出御所裏	66	-	-	66	-
鳥羽市浦村町字村内	106	-	-	106	-
志摩市阿児町安乗字長り山	110	-	-	110	-
志摩市志摩町片田字浦	372	-	-	372	-
志摩市阿児町甲賀字前田	101	-	-	101	-
志摩市阿児町甲賀字前田	228	-	-	228	-
志摩市阿児町国府字下ノ東	361	-	-	361	-
志摩市阿児町神明字里中	150	-	-	150	-
志摩市阿児町立神字西配	958	710	-	247	-
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	168	-	-	168	-
志摩市志摩町和具字濱田	336	-	-	336	-
志摩市志摩町和具字前浜	110	-	-	110	-
志摩市大王町畔名字本田	151	-	-	151	-
志摩市大王町波切字小坂	655	-	-	655	-
志摩市大王町波切字塚原	753	-	-	753	-
志摩市大王町名田字堂山	17	-	-	17	-
志摩市大王町船越字丸木	397	-	-	397	-
志摩市浜島町浜島字丸山	96	-	-	96	-
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	112	-	-	112	-
南牟婁郡御浜町大字志原	488	-	-	488	-
合 計	841,630	77,798	1,446	761,525	859

(4) 回収可能価額の算定方法

三重南紀柑橘G、三重南紀営業企画指導G、三重南紀経済G、三重南紀農機センター、伊勢市小俣町明野、志摩市阿児町国府字上ノ東、南牟婁郡紀宝町鋸田字和田の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は9.7%です。その他の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、25,542千円の棚卸評価損が含まれています。

Ⅵ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基



準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,246,455千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	345,188,589	344,740,946	▲ 447,643
有価証券			
満期保有目的の債券	1,510,893	1,600,685	89,792
その他有価証券	57,867,799	57,867,799	－
貸出金	81,691,184		
貸倒引当金(※1)	▲ 225,835		
貸倒引当金控除後	81,465,349	81,697,949	232,599
資産計	486,032,632	485,907,380	▲ 125,251
貯金	492,597,281	492,242,797	▲ 354,484
負債計	492,597,281	492,242,797	▲ 354,484

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
種 類	貸借対照表計上額
外部出資	15,116,385
合 計	15,116,385

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	330,688,589					14,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	30,000	430,000	1,022,500		
その他有価証券のうち満期があるもの	892,132	2,345,790	3,358,967	4,038,541	2,092,541	46,749,146
貸出金(※1、2)	6,733,765	4,101,301	3,985,415	4,299,275	5,020,020	56,167,353
合 計	338,344,487	6,477,092	7,774,382	9,360,316	7,112,561	117,416,499

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,307,772千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等1,384,053千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	438,988,665	25,029,928	21,808,139	1,483,611	5,286,936	－
合 計	438,988,665	25,029,928	21,808,139	1,483,611	5,286,936	－

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
区 分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,068,500	68,500
	地方債	110,893	119,665	8,772
	社債	400,000	412,520	12,520
	合 計	1,510,893	1,600,685	89,792

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
区 分	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	2,014,544	2,105,100	90,555
	地方債	3,422,951	3,587,656	164,704
	政府保証債	599,661	620,440	20,778
	社債	10,124,674	10,409,731	285,057
	株式	144,056	236,019	91,962
	受益証券	132,448	430,419	297,970
	投資証券	1,763,327	1,995,377	232,049
	小計	18,201,664	19,384,743	1,183,079
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	7,188,900	6,141,920	▲ 1,046,980
	地方債	4,642,016	4,454,437	▲ 187,579
	社債	17,897,239	16,943,106	▲ 954,133
	株式	23,157	22,709	▲ 448
	受益証券	10,400,216	8,965,520	▲ 1,434,696
	投資証券	2,085,432	1,955,362	▲ 130,070
	小計	42,236,963	38,483,055	▲ 3,753,908
合 計		60,438,628	57,867,799	▲ 2,570,828

なお、上記差額に繰延税金資産693,744千円を加えた額▲1,844,694千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
種 類	売却額	売却益	売却損
国債	1,506,994	56,784	119,620
社債	6,878,046	33,145	55,099
受益証券	558,763	79,709	－
投資証券	53,761	12,096	－
合 計	8,997,565	181,735	174,719

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得価額(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度中において、32,390千円(うち、その他有価証券の社債32,390千円)減損処理を行っています。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、または30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

5 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)			
区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,720,377	1,681,997	38,380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,382,650	3,495,113	▲112,463
合 計	5,103,028	5,177,110	▲74,082

なお、上記差額に繰延税金資産20,172千円を加えた額▲53,910千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における退職給付債務	3,315,390
(2) 勤務費用	171,638
(3) 利息費用	23,437
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 77,539
(5) 退職給付の支払額	▲ 214,939
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,217,988

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における年金資産	2,128,030
(2) 期待運用収益	18,620
(3) 数理計算上の差異の発生額	5,748
(4) 年金資産への拠出金	185,787
(5) 退職給付の支払額	▲ 131,659
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	2,206,525

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)	
(1) 職給付債務	3,217,988
(2) 年金資産	▲ 2,206,525
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	1,011,462
(4) 貸借対照表計上額純額 = (3)	1,011,462
(5) 退職給付に係る負債 = (4)	1,011,462

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)	
(1) 勤務費用	162,638
(2) 利息費用	23,437
(3) 期待運用収益	▲ 18,620
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	3,489
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	170,946

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)	
(1) 一般勘定	1,122,309
(2) 合計	1,122,309

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)	
(1) 債券	683,056
(2) 年金保険投資	303,580
(3) 現金及び預金	43,368
(4) その他	54,210
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	1,084,216

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	1.066%
(2) 長期期待運用収益率	0.875%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)	
繰延税金資産	
退職給付に係る負債	279,607
有価証券簿価下げ(減損処理)	36,807
賞与引当金	66,023
賞与引当に係る未払社会保険料	11,101
特例業務負担金引当金	99,384
貸倒損失	53,177
役員退職慰労引当金	11,871
未払事業税	17,148
減損損失(土地)	281,295
減損損失(減価償却資産)	216,133
資産除去債務	27,157
臨時損失否認額(阿曾浦)	12,089
中央会賦課金	20,071
土地償却(島羽志摩)	93,253
その他有価証券評価差額金	713,917
その他	43,920
繰延税金資産小計(A)	1,982,961
評価性引当額(B)	▲550,907
繰延税金資産合計(A)+(B) = (C)	1,432,054
繰延税金負債	
全農外部出資(みなし配当)	▲ 2,017
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 490
不動産投資信託	▲ 2,850
繰延税金負債小計(D)	▲ 5,358
繰延税金資産の純額(C) + (D)	1,426,695

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)	
法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.78
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.40
事業分益配当	▲ 8.18
住民税均等割等	2.49
評価性引当額の増減	25.55
法人税額の特別控除	▲ 0.60
再評価に係る繰延税金負債期中増減	▲ 4.27
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.05
その他	▲ 1.83
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.73

X 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記6収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

2 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
- ・連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

3 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に全額償却しています。

4 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

5 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

- ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

- ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	337,229,352 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	330,402,000 千円
現金及び現金同等物	6,827,352 千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・・・・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法)
 - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (2) 購買品(売価管理)・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (3) 販売品(数量管理)・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (4) 販売品(売価管理)・・・売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- (5) その他の棚卸資産(原材料・貯蔵品)・・・・・・・・最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)については定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を160,000千円とする定額法を採用しています。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先及びその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

- 収益認識にかかる計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - ①購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ②販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
 - ③保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負つ

《令和6年度》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

- ・連結される子会社・子法人等・・・・・・・・1社
株式会社ジェイエイサービス伊勢
- ・非連結子会社・子法人等・・・・・・・・2社
株式会社あぐりん伊勢
株式会社オレンジアグリ

ております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

- ④加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料として、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑤利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑥宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

- ⑦農業経営事業
安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、生産物を引き渡す義務または役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、生産物の引き渡し時点または、施設の利用時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑧旅行事業
利用者等の要望に応える旅行・催しの企画提案、またサービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に契約を完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑨介護福祉事業
要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ⑩指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。
そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「J A 共同計算」を行っております。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

- (3) 預託家畜
当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。
当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益のその他の収益に計上しております。
なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。
(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 306,727 千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 2 月に作成した事業収支見込を基に作成した場所別損益見込を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,765,342千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	418,359
構 築 物	154,229
機 械 ・ 装 置	1,079,175
土 地	87,540
車 輦 運 搬 具	7,696
工具・器具・備品	18,340

2 担保に供している資産

以下の資産は公金事務取扱の担保に供しています。

(単位：千円)

種 類	金 額
20年 利付 国 債99回	1,000,000
定期預金	2,000

上記のほか、為替決済の取引の担保として、定期預金6,200,000千円を設定しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事に対する金銭債権の総額 2,303千円

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は354,210千円、危険債権額は382,599千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は736,809千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- (1) 再評価を行った年月日 平成 12 年 3 月 31 日
(2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 3,593,276 千円
(3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日政令 119 号）第 2 条第 3 号に定める「地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

V 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。
カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。
当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
御浜支店	営業店舗	建物、器具備品、無形固定資産、土地	業務用固定資産
相野谷給油所	営業店舗	器具備品	
三重南紀 L P G センター	営業店舗	長期前払費用	
ひまわりデイサービス	営業店舗	車両運搬具、土地	
みのりデイサービス	営業店舗	土地	
玉城 S S	営業店舗	建物、機械装置、器具備品	
小保 S S	営業店舗	機械装置	
南島 S S	営業店舗	器具備品	
伊勢市大倉町	賃貸固定資産	土地	
鳥羽市桃取町	賃貸固定資産	建物	
志摩市阿児町国府字下ノ東	賃貸固定資産	土地	業務外固定資産
志摩市阿児町志島	賃貸固定資産	土地	
熊野市二本島町字中	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町大里字東地	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鶴殿字里地	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鶴殿字上早山	賃貸固定資産	土地	
南牟婁郡紀宝町鰯田字和田	賃貸固定資産	土地	
伊勢市上野町大津野	遊休資産	土地	
伊勢市上野町上久保	遊休資産	土地	
伊勢市佐八町下条	遊休資産	土地	
伊勢市津村町	遊休資産	土地	
伊勢市東豊浜町	遊休資産	土地	
伊勢市村松町清水	遊休資産	土地	
度会郡大紀町阿曾	遊休資産	土地	
度会郡大紀町野原	遊休資産	建物	
度会郡大紀町崎宮田	遊休資産	土地	
度会郡大紀町大内山字寺裏	遊休資産	土地	
度会郡大紀町柏野	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町河内谷山口	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町神津佐下村	遊休資産	土地	
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	遊休資産	土地	
度会郡度会町中之郷字親原	遊休資産	土地	
度会郡度会町麻加江	遊休資産	土地	
度会郡度会町脇出	遊休資産	器具備品、土地	
度会郡度会町脇出御所裏	遊休資産	土地	
北牟婁郡紀北町島原	遊休資産	土地	
鳥羽市浦村町字村内	遊休資産	土地	
志摩市阿児町安乗字長リ山	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町甲賀字前田	遊休資産	土地	
志摩市阿児町神明字里中	遊休資産	土地	
志摩市阿児町立神字西配	遊休資産	土地	
志摩市大王町畔名字本田	遊休資産	土地	
志摩市大王町渡切字小坂	遊休資産	土地	
志摩市大王町渡切字塚原	遊休資産	土地	
志摩市大王町名田字堂山	遊休資産	土地	
志摩市大王町船越字九木	遊休資産	土地	
志摩市志摩町片田字浦	遊休資産	土地	
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字濱田	遊休資産	土地	
志摩市志摩町和具字前浜	遊休資産	土地	
志摩市浜島町浜島字丸山	遊休資産	土地	
熊野市磯崎町字向井	遊休資産	土地	
熊野市二本島町	遊休資産	土地	
熊野市波田須町字樫木原	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	遊休資産	土地	
南牟婁郡御浜町大字志原	遊休資産	土地	
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	遊休資産	土地	

- (2) 減損損失の認識に至った経緯
業務用固定資産のうち御浜支店については、土地の時価が著しく下落していると同時に、割引前将来キャッシュ・フロー総額

が帳簿価額を下回っていることから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。その他の営業店舗については当該店舗の事業利益が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、伊勢市大倉町、鳥羽市桃取町、志摩市阿児町国府字下ノ東、熊野市二木島町字中、南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町、南牟婁郡紀宝町大里字東地、南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地、南牟婁郡紀宝町鵜殿字上早山、南牟婁郡紀宝町鮎田字和田については使用価値が帳簿価額まで達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、その他の業務外固定資産については遊休状態にあり、回収可能額が帳簿価額を下回る額を減損損失として認識しました。

- (3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)					
場所	減損損失額	建物	機械装置	土地	その他
御浜支店	178,967	41,043	—	137,060	863
相野谷給油所	151	—	—	—	151
三重南紀ＬＰＧセンター	175	—	—	—	175
ひまわりデイサービス	4,764	—	—	3,390	1,374
みのりデイサービス	252	—	—	252	—
玉城ＳＳ	6,158	884	2,482	—	2,791
小俣ＳＳ	7,613	—	7,613	—	—
南島ＳＳ	1,008	—	—	—	1,008
伊勢市大倉町	409	—	—	409	—
鳥羽市桃取町	5,546	5,546	—	—	—
志摩市阿児町国府字下ノ東	2,009	—	—	2,009	—
志摩市阿児町志島	176	—	—	176	—
熊野市二木島町字中	237	—	—	237	—
南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町	157	—	—	157	—
南牟婁郡紀宝町大里字東地	331	—	—	331	—
南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地	760	—	—	760	—
南牟婁郡紀宝町鵜殿字上早山	322	—	—	322	—
南牟婁郡紀宝町鮎田字和田	296	—	—	296	—
伊勢市上野町大津野	187	—	—	187	—
伊勢市上野町上久保	158	—	—	158	—
伊勢市佐八町下条	58	—	—	58	—
伊勢市津村町	209	—	—	209	—
伊勢市東豊浜町	275	—	—	275	—
伊勢市村松町清水	1	—	—	1	—
度会郡大紀町阿曽	1,006	—	—	1,006	—
度会郡大紀町野原	1,785	1,785	—	—	—
度会郡大紀町崎宮田	690	—	—	690	—
度会郡大紀町大内山字寺裏	375	—	—	375	—
度会郡大紀町柏野	113	—	—	113	—
度会郡南伊勢町河内谷山口	369	—	—	369	—
度会郡南伊勢町神津佐下村	421	—	—	421	—
度会郡南伊勢町東宮出屋敷	26	—	—	26	—
度会郡度会町中之郷字親原	463	—	—	463	—
度会郡度会町麻加江	762	—	—	762	—
度会郡度会町脇出	1,238	—	—	1,091	147
度会郡度会町脇出御所裏	260	—	—	260	—
北牟婁郡紀北町島原	76,539	—	—	76,539	—
鳥羽市浦村町字村内	128	—	—	128	—
志摩市阿児町安乗字長り山	265	—	—	265	—
志摩市阿児町甲賀字前田	786	—	—	786	—
志摩市阿児町甲賀字前田	202	—	—	202	—
志摩市阿児町神明字里中	624	—	—	624	—
志摩市阿児町立神字西配	1,911	—	—	1,911	—
志摩市大王町畔名字本田	519	—	—	519	—
志摩市大王町波切字小坂	1,757	—	—	1,757	—
志摩市大王町波切字塚原	835	—	—	835	—
志摩市大王町名田字堂山	35	—	—	35	—
志摩市大王町船越字九木	1,036	—	—	1,036	—
志摩市志摩町片田字浦	934	—	—	934	—
志摩市志摩町越賀字五反ノ内	424	—	—	424	—
志摩市志摩町和具字濱田	817	—	—	817	—
志摩市志摩町和具字前浜	454	—	—	454	—
志摩市浜島町浜島字丸山	206	—	—	206	—
熊野市磯崎町字向井	21	—	—	21	—
熊野市二木島町	576	—	—	576	—
熊野市波田須町字樫木原	16	—	—	16	—
南牟婁郡御浜町大字下市木字濱	224	—	—	224	—
南牟婁郡御浜町大字志原	526	—	—	526	—
南牟婁郡紀宝町井田字王子谷	136	—	—	136	—
合計	306,727	49,260	10,096	240,858	6,511

- (4) 回収可能価額の算定方法

御浜支店、鳥羽市桃取町、南牟婁郡御浜町大字阿田和字中ノ町、南牟婁郡紀宝町鵜殿字里地、南牟婁郡紀宝町鮎田字和田の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率

は10.2%です。その他の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、19,429千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体、その他金融機関などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券や、金融機関への預け金による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク統括部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後

１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,776,889千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について管理し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	335,225,953	333,405,872	▲1,820,081
有価証券			
満期保有目的の債券	1,481,642	1,522,877	41,235
その他有価証券	55,901,013	55,901,013	—
貸出金	87,487,118		
貸倒引当金（＊1）	▲204,830		
貸倒引当金控除後	87,282,288	87,106,648	▲175,639
資産計	479,890,898	477,936,411	▲1,954,486
貯金	489,243,965	487,170,184	▲2,073,781
負債計	489,243,965	487,170,184	▲2,073,781

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
種 類	貸借対照表計上額
外部出資	15,115,461
合 計	15,115,461

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	319,101,510					16,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	30,000	430,000	1,022,500			
その他有価証券のうち満期があるもの	1,519,526	2,319,557	3,956,301	2,248,951	3,967,241	45,958,958
貸出金（＊1、2）	5,793,933	4,326,320	4,619,007	6,282,619	3,524,773	59,808,264
合 計	326,444,970	7,075,878	9,597,808	8,531,571	7,492,014	121,767,222

(＊1) 貸出金のうち、当座貸越1,360,595千円については「1年以内」に含めています。

(＊2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等3,132,199千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	419,282,325	16,898,329	22,110,796	3,143,504	27,809,009	—
合 計	419,282,325	16,898,329	22,110,796	3,143,504	27,809,009	—

(＊1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
区 分	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000,000	1,033,400	33,400
	地方債	81,642	85,677	4,035
	社債	400,000	403,800	3,800
	小 計	1,481,642	1,522,877	41,235
合 計		1,481,642	1,522,877	41,235

- (2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。



(単位：千円)				
区 分	種類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	地方債	801,628	791,295	10,332
	政府保証債	100,110	100,000	110
	社債	5,566,520	5,498,547	67,972
	株式	154,849	106,324	48,525
	受益証券	347,646	143,038	204,607
	投資証券	834,161	768,629	65,532
	小 計	7,804,915	7,407,835	397,080
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	8,825,550	10,272,088	▲ 1,446,538
	地方債	8,092,731	8,724,068	▲ 631,336
	政府保証債	479,430	499,691	▲ 20,261
	社債	19,629,732	21,557,964	▲ 1,928,231
	株式	112,285	119,694	▲ 7,409
	受益証券	8,404,428	10,436,344	▲ 2,031,916
	投資証券	2,551,939	2,927,286	▲ 375,347
	小 計	48,096,097	54,537,138	▲ 6,441,040
合 計		55,901,013	61,944,974	▲ 6,043,960

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
種 類	売却額	売却益	売却損
国債	2,599,947	37,048	394,967
社債	2,993,794	8,729	14,955
株式	177,466	50,239	－
受益証券	2,728,229	188,598	－
投資証券	440,305	78,531	5,622
合 計	8,939,742	363,147	415,544

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)			
区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,577,292	1,506,297	70,995
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	4,152,780	4,350,712	▲ 197,931
合 計	5,730,073	5,857,009	▲ 126,936

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における退職給付債務	3,217,988
(2) 勤務費用	160,464
(3) 利息費用	33,601
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 82,769
(5) 退職給付の支払額	▲ 237,618
(6) 期末における退職給付債務 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	3,091,665

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
(1) 期首における年金資産	2,205,963
(2) 期待運用収益	19,318
(3) 数理計算上の差異の発生額	2,351
(4) 年金資産への拠出金	156,684
(5) 退職給付の支払額	▲ 153,596
(6) 期末における年金資産 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	2,230,721

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：千円)	
(1) 退職給付債務	3,091,665
(2) 年金資産	▲ 2,230,721
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	860,943
(4) 貸借対照表計上額純額 (3)	860,943
(5) 退職給付に係る負債 = (4)	860,943

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)	
(1) 勤務費用	151,364
(2) 利息費用	33,601
(3) 期待運用収益	▲ 19,318
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	▲ 11,480
(5) 合計 (1) + (2) + (3) + (4)	154,166

5 年金資産の主な内訳

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)	
(1) 一般勘定	1,121,124
(2) 合計	1,121,124

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)	
(1) 債券	798,910
(2) 年金保険投資	277,399
(3) 現金及び預金	33,287
(5) 合計 (1) + (2) + (3)	1,109,597

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	1.769%
(2) 長期期待運用収益率	0.876%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)	
繰延税金資産 (A)	
退職給付に係る負債	244,242
有価証券簿価下げ (減損処理)	37,374
賞与引当金	66,015
賞与引当に係る未払社会保険料	11,023
特例業務負担金引当金	92,471
貸倒損失	53,613
役員退職慰労引当金	14,523
未払事業税	17,500
減損損失 (土地)	303,718
減損損失 (減価償却資産)	221,915
資産除去債務	27,899
臨時損失否認額 (阿曾浦)	12,404
減価償却超過 (無形・有税)	10,056
中央会賦課金	22,409
土地償却 (鳥羽志摩)	95,684
その他有価証券評価差額金	1,719,601
その他	35,356
繰延税金資産小計 (A)	2,985,811
評価性引当額 (B)	▲ 574,386
繰延税金資産合計 (A)+(B) = (C)	2,411,425
繰延税金負債	
全農外部出資 (みなし配当)	▲ 2,070
資産除去債務 (固定資産増加額)	▲ 398
不動産投資信託	▲ 3,650
繰延税金負債小計 (D)	▲ 6,119
繰延税金資産の純額 (C)+(D)	2,405,305

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)	
法定実効税率 (調整)	27.23
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.72
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.95
事業分量配当	▲ 4.38
住民税均等割等	1.43
評価性引当額の増減	0.81
税率変更による期末繰延税金資産の増減	▲ 1.31
法人税額の特別控除	▲ 0.66
前期末未払法人税等計上過大	▲ 0.06
その他	0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.33

3 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.23% から 27.94% に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は 59,748 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 43,697 千円減少し、退職給付に係る調整累計額は 1,434 千円減少し、法人税等調整額は 14,616 千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 22,879 千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

X 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	－	－
2 資本剰余金増加高	－	－
3 資本剰余金減少高	－	－
4 資本剰余金期末残高	－	－
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	16,591,396	16,814,733
2 利益剰余金増加高	494,784	974,553
当期剰余金	377,494	838,704
土地再評価差額金取崩額	117,290	135,848
3 利益剰余金減少高	271,446	254,035
支払配当金	271,446	254,035
役員賞与高	－	－
4 利益剰余金期末残高	16,814,733	17,535,251

●農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	360	354	▲ 6
危険債権額	404	382	▲ 22
要管理債権額	－	－	－
三月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
小 計	765	736	▲ 28
正常債権額	81,025	86,836	5,810
合 計	81,791	87,573	5,781

注)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●連結事業年度の事業別の経常収益等

(単位：百万円)

		令和 5 年度	令和 6 年度
信用事業	経常収益	4,304	4,707
	経常利益	1,768	1,584
	資産の額	510,344	505,657
共済事業	経常収益	1,921	1,883
	経常利益	379	362
	資産の額	4,194	4,345
農業関連事業	経常収益	3,270	3,108
	経常利益	▲ 215	▲ 284
	資産の額	7,040	7,760
その他事業	経常収益	6,541	6,830
	経常利益	▲ 483	▲ 234
	資産の額	3,075	3,039
計	経常収益	16,037	16,529
	経常利益	1,449	1,428
	資産の額	524,655	520,803

■23. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況

令和7年3月末における連結自己資本比率は、13.73%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	伊勢農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6,276百万円（前年度6,367百万円）

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	22,846,277	23,440,582
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,367,916	6,276,087
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	16,814,733	17,535,251
うち、外部流出予定額（△）	255,040	274,444
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 81,332	▲ 96,311
コア資本に算入される評価・換算差額等	93,755	145,541
うち、退職給付に係るものの額	93,755	145,541
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,571	5,392
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,571	5,392
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－

公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額

非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額

コア資本にかかる基礎項目の額	(イ)	22,945,604	23,591,516
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		14,978	13,587
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		14,978	13,587
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
退職給付に係る資産の額		－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	14,978	13,587
自己資本			
自己資本の額（(イ) － (ロ)）	(ハ)	22,930,626	23,577,929



(単位：千円)

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	163,659,393	168,143,327
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,659,603	3,515,036
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	177,318,996	171,658,363
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	12.93%	13.73%

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 6 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

① 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月26日
伊勢農業協同組合
代表理事組合長

酒 徳 雅 明



●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和 5 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		1,631,038	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		10,218,566	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－
我が国の地方公共団体向け		24,395,908	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－
国際開発銀行向け		－	－	－
地方公共団体金融機構向け		500,037	50,003	2,000
我が国の政府関係機関向け		6,424,734	582,307	23,292
地方三公社向け		2,208,598	240,819	9,632
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		352,880,566	70,576,113	2,823,044
法人等向け		27,073,510	11,853,041	474,121
中小企業等向け及び個人向け		16,192,272	5,490,426	219,617
抵当権付住宅ローン		18,298,930	5,305,417	212,216
不動産取得等事業向け		－	－	－
三月以上延滞等		243,620	63,109	2,524
取立未済手形		164,364	32,872	1,314
信用保証協会等保証付		10,246,339	1,006,301	40,252
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－
共済約款貸付		－	－	－
出資等		4,839,109	4,839,109	193,564
(うち出資等のエクスポージャー)		4,839,109	4,839,109	193,564
(うち重要な出資のエクスポージャー)		－	－	－
上記以外		32,288,999	55,203,776	2,208,151
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		1,004,634	2,511,586	100,463
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		14,293,250	35,733,125	1,429,325
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)		－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)		2,885,475	4,328,213	173,128
(うち上記以外のエクスポージャー)		14,105,639	12,630,852	505,234
証券化		－	－	－
(うち S T C 要件適用分)		－	－	－
(うち非 S T C 適用分)		－	－	－
再証券化			－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		15,783,858	8,416,011	336,640
(うちルックスルー方式)		15,783,858	8,416,011	336,640
(うちマンドート方式)		－	－	－
(うち蓋然性方式 250 %)		－	－	－
(うち蓋然性方式 400 %)		－	－	－
(うちフォールバック方式)		－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		523,390,453	163,659,310	6,546,372
C V A リスク相当額 ÷ 8 %		－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー		－	－	－
合計 (信用リスク・アセットの額)		523,390,453	163,659,310	6,546,372
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を 8 % で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	
	13,916,963		556,678	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4 %	
	177,576,274		7,103,050	

注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150 % になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15 \% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8 \%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和 6 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a × 4 %
現金		1,267,718	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		11,619,170	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		－	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－
我が国の地方公共団体向け		26,566,668	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		－	－	－
国際開発銀行向け		－	－	－
地方公共団体金融機構向け		400,026	40,002	1,600
我が国の政府関係機関向け		6,331,188	572,952	22,918
地方三公社向け		2,264,839	252,074	10,082
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		345,050,901	71,224,365	2,848,974
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		2,107,596	592,105	23,684
カバード・ボンド向け		－	－	－
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		24,761,864	10,021,135	400,845
(うち特定貸付債権向け)		－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け		4,749,256	1,529,043	61,161
(うちトランザクター向け)		19,990	8,995	359
不動産関連向け		35,794,392	10,720,885	428,835
(うち自己居住用不動産等向け)		35,731,260	10,676,090	427,043
(うち賃貸用不動産向け)		63,131	44,795	1,791
(うち事業用不動産関連向け)		－	－	－
(うちその他不動産関連向け)		－	－	－
(うち ADC 向け)		－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等		1,507,737	1,507,737	60,309
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)		212,711	57,326	2,293
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		1,691	1,691	67
取立未済手形		59,205	11,841	473
信用保証協会等による保証付		10,131,828	987,601	39,504
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－
株式等		3,949,893	3,934,975	157,399
共済約款貸付		－	－	－
上記以外		32,625,424	57,791,918	2,311,676
(うち重要な出資のエクスポージャー)		－	－	－
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		302,892	757,231	30,289
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		15,087,503	37,718,758	1,508,750
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		55,307	138,269	5,530
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)		－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)		4,010,258	6,015,388	240,615
(うち上記以外のエクスポージャー)		12,819,358	12,812,166	512,486



証券化	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,436,393	9,489,775	379,591
（うちルックスルー方式）	16,436,393	9,489,775	379,591
（うちマンドート方式）	－	－	－
（うち蓋然性方式250％）	－	－	－
（うち蓋然性方式400％）	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	522,701,517	168,176,939	6,727,077
CVAリスク相当額÷8％ （簡便法）	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	523,730,913	168,143,327	6,725,733
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の 合計額を8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4％	
	－	－	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8％で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4％	
	3,515,036	140,601	
所要自己資本額	リスク・アセット等 （分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×4％	
	171,658,363	6,866,334	

（3）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要（単位：千円）

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	3,515,036
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	140,601
BI	2,343,410
BIC	281,209

注）
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

●信用リスクに関する事項

（1）リスク管理の方法及び手続の概要
連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 7～8）をご参照ください。

（2）標準的手法に関する事項
連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の 公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	



(3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	213,028
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	505,885,578	89,164,756	49,377,373	-	213,028
法人	農業	648,731	648,731	-	-	2,290	661,375	661,375	-	-	-
	林業	15,322	15,322	-	-	-	12,460	12,460	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,712,763	-	3,712,763	-	-	1,389,324	-	1,303,115	-	-
	鉱業	1	1	-	-	-	11,893	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,061,898	6,145	3,967,177	-	-	6,068,937	18,803	2,344,985	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	4,823,204	-	4,811,942	-	-	6,538,735	-	6,516,789	-	-
	運輸・通信業	6,809,797	-	6,809,797	-	-	7,234,785	-	7,211,674	-	-
	金融・保険業	381,423,311	16,500,000	8,514,983	-	-	364,804,129	20,054,247	9,461,915	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,570,602	65,318	1,505,228	-	-	1,270,974	58,962	1,203,565	-	-
	日本国政府・地方公共団体	30,259,945	12,013,425	18,246,520	-	-	36,745,013	15,509,766	21,235,246	-	-
	上記以外	2,313,867	2,213,775	100,092	-	34,588	1,842,439	1,742,359	100,079	-	-
	個人	42,239,701	42,239,668	-	-	250,142	50,039,537	50,073,705	-	-	213,028
	その他	15,501,157	80	-	-	-	29,606,212	1,252,607	-	-	-
業種別残高計		496,380,308	73,702,470	47,668,506	-	287,021	506,225,819	89,384,288	49,377,373	-	213,028
	1年以下	338,089,483	2,801,955	600,172	-		322,380,807	1,766,707	1,312,771	-	
	1年超3年以下	5,563,507	2,260,142	3,303,364	-		6,628,750	1,754,918	4,873,831	-	
	3年超5年以下	5,906,970	2,787,196	3,119,773	-		12,630,430	9,804,704	2,825,725	-	
	5年超7年以下	9,823,241	6,566,346	3,256,894	-		4,639,732	3,040,353	1,599,379	-	
	7年超10年以下	13,652,157	9,358,563	4,293,593	-		18,501,746	3,387,982	12,605,933	-	
	10年超	82,446,962	42,842,152	32,090,176	-		91,202,595	51,508,664	26,159,732	-	
	期限の定めのないもの	40,897,986	7,086,212	1,004,531	-		50,241,757	18,120,956	-	-	
	残存期間別残高計	496,380,308	73,702,470	47,668,506	-		506,225,819	89,384,288	49,377,373	-	

- 注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,631	5,571		4,631	5,571	5,571	5,392		5,571	5,392
(うち信用事業)	(3,229)	(3,309)		(3,229)	(3,309)	(3,309)	(3,484)		(3,309)	(3,484)
(うち購買事業)	(1,401)	(2,260)		(1,401)	(2,260)	(2,260)	(1,907)		(2,260)	(1,907)
(うち販売事業)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(0)		(1)	(0)
(うちその他)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(-)		(0)	(-)
個別貸倒引当金	276,348	233,805	23,190	253,157	233,805	233,805	209,904	7,261	226,544	209,904
(うち信用事業)	(261,298)	(222,525)	(23,184)	(238,113)	(222,525)	(222,525)	(201,345)	(6,962)	(215,563)	(201,345)
(うち購買事業)	(14,538)	(10,407)	(5)	(14,532)	(10,407)	(10,407)	(8,315)	(299)	(10,108)	(8,315)
(うち販売事業)	(510)	(872)	(-)	(510)	(872)	(872)	(243)	(-)	(872)	(243)

(5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和5年度					令和6年度				
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
	国内	276,348	233,805	23,190	253,157	233,805	233,805	209,904	7,261	226,544	209,904
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計		276,348	233,805	23,190	253,157	233,805	233,805	209,904	7,261	226,544	209,904
法人	農業	12,505	2,170	-	12,505	2,170	-	2,170	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	29,874	8,796	-	29,874	8,796	-	8,796	7,191	8,796	7,191
	個人	233,968	222,838	23,190	210,778	222,838	2,471	222,838	202,712	7,261	217,748
	業種別計	276,348	233,805	23,190	253,157	233,805	2,471	233,805	209,904	7,261	226,544



(6) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,267,718	－	1,267,718	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	11,619,170	－	11,619,170	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	26,566,668	－	26,566,668	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	400,026	－	400,026	－	40,002	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	6,331,188	－	6,331,188	－	572,952	9
地方三公社向け	20	2,264,839	－	2,264,530	－	252,074	11
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20～150	343,983,493	－	343,983,493	－	71,224,365	21
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20～150	2,107,596	－	2,107,596	－	592,105	28
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	24,761,864	－	24,761,864	－	10,021,135	40
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	4,384,161	3,233,919	3,925,776	323,392	1,529,043	36
（うちトランザクター向け）	45	－	199,990	－	19,990	8,995	45
不動産関連向け	20～150	35,794,392	－	35,665,666	－	10,720,885	30
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	35,731,260	－	35,604,273	－	10,676,090	30
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	63,131	－	61,393	－	44,795	73
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うち ADC 向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	1,507,737	－	1,507,737	－	1,507,737	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	51,694	－	53,069	－	57,326	108
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	100	1,691	－	1,691	－	1,691	100
取立未済手形	20	59,205	－	59,205	－	11,841	20
信用保証協会等による保証付	0～10	10,131,196	6,322	9,875,376	632	987,601	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	3,959,838	－	3,949,993	－	3,934,975	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	32,268,129	－	32,618,233	－	57,791,918	177
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部 TLAC 関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	302,892	－	302,892	－	757,231	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー）	250	15,087,503	－	15,087,503	－	37,718,758	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	55,307	－	55,307	－	138,269	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係るエクスポージャー）	150	4,010,258	－	4,010,258	－	6,015,388	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	12,812,166	－	13,162,270	－	13,162,270	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－

（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用され るエクスポージャー	－	16,436,393	－	16,436,393	－	9,489,775	58
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入されなかったも のの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	168,143,327	－

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載しておりません。



(7) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,619,170		－		－		－		－		－	11,619,170				
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－	－				
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－	－				
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計			
我が国の地方公共団体向け	26,566,668		－		－		－		－		－	－	26,566,668			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－	－	－			
地方公共団体金融機構向け	－		400,026		－		－		－		－	－	400,026			
我が国の政府関係機関向け	601,666		5,729,522		－		－		－		－	－	6,331,188			
地方三公社向け	1,004,160		－		1,260,370		－		－		－	－	2,264,530			
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計			
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－	－	－			
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	319,706,824		24,276,668		－		－		－		－	－	－	343,983,493		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	401,729		1,705,866		－		－		－		－	－	－	2,107,596		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計		
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－	－	－	－		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計	
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	9,207,825		13,943,836		1,610,202		－		－		－	－	－	－	24,761,864	
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－	－	－	－	－	
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－			1,507,737			－			－			－		1,507,737	
株式等	－			－			3,959,838			－			－		3,959,838	
	45%				75%				100%				その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,990				917,701				156,224				3,155,254			4,249,169
（うちトランザクター向け）	19,990				－				－				－			19,990
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	5,479,156	－	－	－	10,154,072	－	－	－	－	－	3,800,389	16,170,656	35,604,273			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	43,707	－	－	17,686	－	－	61,393				
	70%			90%			110%			112.50%			150%	その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－			－			－			－			－	－	－	
	60%						その他						合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－						－						－	－		
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け	－				－				－				－	－		
	50%				100%				150%				その他	合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,394				23,026				19,273				－	51,694		
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－				1,691				－				－	1,691		
	0%			10%			20%			100%			その他	合計		
現金	1,267,718			－			－			－			－	1,267,718		
取立未済手形	－			－			59,205			－			－	59,205		
信用保証協会等による保証付	－			9,872,256			－			－			3,752	9,876,008		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－			－			－			－			－	－		
共済約款貸付	－			－			－			－			－	－		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載しておりません。

(8) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和 5 年度		
		格付	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	39,142,692	39,142,692
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	16,386,118	16,386,118
	リスク・ウェイト20%	8,805,525	373,793,246	382,598,772
	リスク・ウェイト35%	－	11,191,721	11,191,721
	リスク・ウェイト50%	16,352,096	185,293	16,537,389
	リスク・ウェイト75%	－	4,475,987	4,475,987
	リスク・ウェイト100%	1,811,527	17,253,661	19,065,188
	リスク・ウェイト150%	－	2,910,922	2,910,922
	リスク・ウェイト250%	－	15,297,884	15,297,884
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		26,969,148	480,637,528	507,606,677

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(9) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和 6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	447,243,474	6,322	10%	446,428,598
40%～ 70%	14,007,920	199,900	10%	14,027,794
75%	6,059,461	2,934,024	10%	6,328,294
80%	－	－	10%	－
85%	80,366	－	－	80,366
90%～ 100%	181,390	130	10%	180,942
105%～ 130%	17,686	－	－	17,686
150%	1,527,011	－	12%	1,527,011
250%	3,959,838	－	－	3,959,838
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	7,737	99,863	10%	15,140
合計	473,084,887	3,240,241	10%	472,565,672

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。



●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 7～8）をご参照ください。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	601,656	－
地方三公社向け	－	1,004,194	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	79,091	11,124,730	－
抵当権住宅ローン	－	7,021,477	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	48,000	1,780,303	－
合 計	127,091	21,532,361	－

- 注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 - 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	601,666	－
地方三公社向け	－	1,004,160	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	91,271	2,963,388	－
自己居住用不動産等向け	－	21,583,681	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	91,271	26,152,896	－

- (注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 - 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 - 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。



●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．８）をご参照ください。

●出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．６２）をご参照ください。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和５年度		令和６年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	15,116,385	15,116,385	15,115,461	15,115,461
合計	15,116,385	15,116,385	15,115,461	15,115,461

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和５年度			令和６年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和５年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
91,962	448	48,525	7,409

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和５年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和５年度	令和６年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	15,783,858	16,436,393
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（ｐ．６３）をご参照ください。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,984	5,648	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	144	35
3	スティープ化	5,523	6,792		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	176		
6	短期金利低下	2,245	1,684		
7	最大値	5,523	6,792	144	35
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	23,063		22,498	

■24. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	102,612	8,551

(注1) 対象役員は、理事37名、監事7名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（外部の学識経験者から選出された委員5人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員退職慰労金規程により積み立てた額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員および当ＪＡの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務および財産の状況に重要な影響を与える者を行います。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当ＪＡの連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和6年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。



MEMO